

第2章

ユニバーサルデザインチェックリスト

第2章のUD導入計画書【基本計画】・UD導入計画書【基本設計】・UD導入計画書【実施設計】・UD導入整備書【工事】・UD導入事後評価書は記入例を記載しています。実際に使用する場合は、東京都財務局のホームページからダウンロードしてください。

(https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kentikuhozen/eizen/ud/220105_ud_kaisei/ud2_index.htm)

ユニバーサルデザインチェックリストはイメージ図と合わせて使用できる構成としています。左ページには、順にUDの視点・チェック欄・チェック項目（基本項目・検討項目）・関連する東京都福祉のまちづくり条例の適用寸法等が記載されています。また、各チェック項目の位置づけは都立建築物を設計するうえで着目すべき項目となりますが、必ずしも適合を義務付けるものではありません。チェック項目において、法令・条例の規定と重なる箇所は下線で表示していますが、すべての規定を網羅するものではないため、法令・条例による対応を義務化される施設では、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」や「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等で確認をする必要があります。

基本項目と検討項目の違いについて

基本項目：チェック項目のうち、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準における遵守基準に明記されている部分を含む項目です。都立建築物の多くは条例上の特定都市施設に該当し、その場合、基本的に遵守基準に適合させる必要があるため基本項目としています。

検討項目：基本項目以外のチェック項目です。条例では定めにくい定性的な項目が含まれており、できる限り設計に反映するよう検討します。打合せ等の中で検討漏れがないか設計者と発注者で確認を行ってください。

UDイメージ図は、策定委員会で、ユニバーサルデザインの視点を強調し、描かれています。設計の際の参考にしてください。

チェックリスト中の車椅子は、JIST9201、JIST9203で規定する最大寸法を考慮したサイズとします。

また、別冊のユニバーサルデザイン様式集（EXCEL）には、ユニバーサルデザインチェック項目に関連する福祉のまちづくり条例等の基準を併記し確認しやすい構成となっていますのでご活用ください。

記入例

(様式 1)

ユニバーサルデザイン導入計画書【基本計画】

記入者 基本計画受託者・担当者

提出時期 基本計画完了時

作成日 令和〇〇年〇月〇〇日

施設概要					
施設名称	都立〇〇〇高等学校				
所在地	〇〇区〇〇町〇〇丁目〇番〇〇号				
建物規模	敷地面積 〇〇〇〇 m ²	建築面積 〇〇〇〇 m ²	延床面積 〇〇〇〇 m ²	構造	〇造 階建
事業スケジュール	基本設計 令和 〇〇年 〇〇月～〇〇年 〇〇月		実施設計 〇〇年 〇〇月～〇〇年 〇〇月		
	工期 〇〇年 〇〇月～〇〇年 〇〇月				
建物用途	庁舎 (学校)	病院	その他()	新築 (改築)	改修 ※該当箇所に〇

UDの関係者			
発注者	所属・氏名	基本計画受託者	会社名・氏名
施設管理者	所属・氏名	利用者等	養護学校の先生
UD導入の検討方法(当事者参画調査・検討委員会設置の有無など)			
UD検討委員会を設置(発注者、施設管理者、基本計画受託者と養護学校の先生(校外)から構成)			
UD導入の目安			
東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル「望ましい整備」相当			

施設利用の可能性	
<地域開放の可能性>	学校行事の際は、父兄を中心に世代を問わず来訪が予定される。休日には地域開放される可能性がある。
<将来の用途変更の可能性>	当面の間用途変更される予定はない。
<災害時における施設の役割>	帰宅困難者の一時避難施設、被災者の避難所の指定を受ける予定。

配慮すべき利用者の来訪の可能性	
<当該施設に来訪する利用者の特性>	<来訪の阻害要因とその解消方法>
基本的には高校生及び教職員が利用。随時、配慮を必要とする生徒の入学は見込まれる。例外的に休日、災害には不特定多数の利用の可能性あり。	現在の校舎はエレベーターの整備がされておらず、車椅子使用者が一人で行けない利用居室がある。改築では縦動線を適切に計画し、すべての利用居室にアクセス可能な設計とする。また、体育館は災害時に避難所となる可能性が高いため、学校と両立して運営できる空間計画とする。

UD導入の必要性	
ユニバーサルデザインの考え方の導入について検討した結果、地域開放など、不特定多数が利用する可能性もあるため、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れることが必要であると判断した。人的対応も含めて、基本設計以降継続的に協議を行うこととした。	

UD関連諸室・設備の設置の有無					
UD関連諸室	有無	備考	UD関連設備	有無	備考
子育て支援室			集団補聴設備		体育館は視覚障害者の避難を考慮し、音声案内設備を導入する。
カムダウン・クールダウン	あり	屋根付き車椅子使用者用駐車場は2台分とする。	音声案内設備	あり	
屋根付き車椅子使用者用駐車場	あり		デジタルサイネージ等映像設備		
			窓口案内システム		

UD導入の方針		
項目	UDの視点(主な抜粋)	項目ごとのUD導入の方針
移動空間【建物外部】	だれもが同一経路を通れる計画 分かりやすい経路や誘導	・各校舎間は雨にぬれずに移動できる。・車椅子使用者が一人ですべての校舎に容易にアクセスできる。・体育館を避難所として運営することを念頭に置いた計画とする。
移動空間【建物内部】	分かりやすい空間構成・誘導 円滑な水平・垂直移動手段の確保	・車椅子使用者が一人ですべての利用居室にアクセスできる。・初めて来訪した人が目的の部屋に容易にアクセスできる見通しがよく、わかりやすい空間構成とする。 ・生徒が交錯しないようゆとりを持った幅員とする。
行為空間	施設規模や利用者に応じたきめ細かな設定や配慮 トイレの機能分散の考え方	・生徒、教職員の交流を促すホールを計画する。・各校舎の1階トイレに車椅子使用者用便房とオストメイト用整備を有する便房を設置する。 ・体育館には車椅子使用者用便房(介助用ベッド含む)、男女共用便房、オストメイト用整備や乳幼児設備を有する便房を設置する。
情報	多角的方法による情報提供 単純明快で分かりやすい情報を提供	・体育館には音声案内設備を導入する。・ピクトグラムを活用し、単純明快な情報を提供する。特に初めての人でも目的の施設や部屋にたどり着くためにわかりやすいサインを目指す。 ・案内設備の文字情報は英語を併記する。
環境	身体感覚に配慮した快適な環境を提供 心理的影響に配慮した快適な環境を提供	・内装を木質化し温かみある空間とする。・十分な明るさを確保する。
安全	安全に避難できるように考慮した防災、避難計画 災害時に求められる機能を計画に反映	・体育館が災害時に避難所となった場合でも、学校と両立して運営できる空間計画とする。(断水時のトイレ対策も考慮)
(追加項目欄) 備品・消耗品	(UDの視点を追加) ハードでの対応が困難な場合は備品・消耗品で対応する。	・設計段階からハードでの対応と備品・消耗品での対応を整理しておく。

記入例

(様式 2)

ユニバーサルデザイン導入計画書【基本設計】

記入者 設計者

提出時期 基本設計完了時

作成日 令和〇〇年〇月〇〇日

施設概要				
施設名称	都立〇〇〇高等学校			
所在地	〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号			
建物規模	敷地面積 〇〇〇〇 m ²	建築面積 〇〇〇〇 m ²	延床面積 〇〇〇〇 m ²	構造 〇〇〇〇 造 〇 階建
工期	基本設計 令和〇〇年 〇〇月～〇〇年 〇〇月			
建物用途	庁舎 (学校) 病院 その他()	新築	改築 (改修)	※該当箇所○

施設のコンセプト
<p>当該施設は、昭和〇〇年に建設され、築〇〇年が経過したため、建物内の改修と耐震改修を行う。 建物は学年ごとに区切られた3棟縦割りの階段室型で、特に3・4階での普通教室は2面採光がとれ環境に優れている。 今後の学校が単位制に変更することから、現状の建物のコンセプトを活かしつつ、普通教室・特別教室を改修していく。 また、3・4階の垂直・水平動線が確保されてないため、中庭の空間と調和の取れたEVと渡り廊下の設置を行う。</p>

UDの関係者			
発注者	所属・氏名	設計者	会社名・氏名
執行委任局	所属・氏名	施工者	未定
施設管理者	所属・氏名	利用者等	養護学校の先生
UD導入の検討方法			
UDの検討委員会(PT)を設置(発注者・執行委任局・施設管理者・設計事務所と養護学校の先生(校外)から構成)			

施設のUDに対する課題点
<ul style="list-style-type: none"> ・学校内の各所の段差に対し、どこまで改修することが可能かどうか。 ・利用者が比較的限定されている施設であり、どこまで、すべての人を対象とした整備がどこまで行うことができるか。 ・当該施設の3棟は1・2階では廊下でつながっているが、3・4階横の動線が保てていない。改修にあたり、3・4階の水平動線と1～4階の垂直動線の確保が必要になるため、EVの設置や渡り廊下等の設置が必要になる。

UDの導入計画											
与条件の整理		a 必要性・緊急性 b 実現の容易性 c ハード・ソフト対応を検討 → 施設用途に応じた、使いやすさ・経済効果等の観点からも再検討 → 優先度を決定									
建築物の部位等	UDの視点(主な抜粋)	利用者ごとに検討した具体的配慮項目								UDの検討経緯	
		肢体	視覚	聴覚	内部機能	精神・知的	高齢者	こども 子連れ 妊婦	外国人		左記以外の人
敷地出入口～建物入口	だれもが同一動線でわかりやすい誘導	段差解消・幅員階段スロープを同一経路に	視覚障害者用誘導ブロックを敷設 インターホン	サイン	段差解消	サイン ゆとり	段差解消・幅員階段スロープを同一経路に	段差解消・幅員階段スロープを同一経路に	サイン 外国語表記	幅員・ゆとり	UDの導入にあたっては、設計者・施設管理者・生徒等と、学校で車椅子を走行させ、段差等の状況を確認した。 ほとんどの出入口で段差があるため、すべてを解消するには費用がかかりすぎる。このため、一度に大勢の人が利用する箇所(玄関・昇降口・保健室の出入口・各棟をつなぐ渡り廊下・校舎とグラウンド)を中心に段差を解消することとした。また、学校の施設利用者の可能性として、生徒・教職員のほかに、父母・地域開放で利用する近隣住民を含めて考え、普通教室以外が配置されている1階・2階についての動線・サイン等の誘導を行うこととした。 体育館と校舎棟の渡り廊下の階段とスロープの幅員の構成については、何度も検討した結果、松葉杖を使用している人の中に、段の水平部で一段ごとに体を安定させながら昇降することも考えられるため、階段は残すこととした。従来よりスロープの幅や水平部を多く取り、車椅子利用者や台車等が利用しやすいように配慮した。 車椅子利用者用駐車場は、駐車場から建物入口までの動線を中心に検討を行い、建物の入口に近いところに駐車場を設け、駐車場・車路に標識を設置した。 EVの設置位置は、建物入口から分かりやすい場所に増築し、利用しやすいものとした。 トイレは、車椅子利用者用便房を設置し、1・2階で便房内のレリアウトを左右反転し、左右の使い勝手に配慮した。
駐車場・車路	車椅子使用者が最短距離で雨に濡れず建物入口へ誘導 駐車場内・車路の安全対策等、きめ細かな配慮を	専用駐車場 歩車道分離 屋根設置	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	サイン 外国語表記	歩車道分離	
階段・スロープ	階段・スロープを同一経路に 利用頻度を考えた幅員の構成 段差等の色相・明度又は彩度・仕上げの差に配慮	幅員 水平部の確保 脱輪防止	階段側に 誘導ブロック 手すりに点字	—	手すり	—	手すり・明度差	水平部の確保 脱輪防止	—	明度差	
廊下	避難経路やEVがわかりやすくなるような工夫 廊下へ柱や扉等が飛び出さないよう配慮	段差・幅員 サイン	仕上げや明度差による誘導	避難経路の 点滅サイン	—	サイン	段差・幅員・ 明度差・手すり	段差	サイン 外国語表記	サイン 扉の衝突防止	
エレベーター	障害者対応EVを最短距離でわかりやすい位置に	操作盤の高さ 鍵・手すり	音声・点字	電光表示	—	表示	操作盤の高さ・しや ずり 手すり	操作盤の高さ わかりやすい表示	サイン	わかりやすい表示	
建物入口～受付・待合・窓口	受付・トイレ・階段・EVが建物入口から一目でわかるような空間構成 快適な空間となるよう特性に応じたきめ細かな配慮	カウンターの高さ	視覚障害者用誘導ブロックを敷設 インターホン	文字情報 筆談	—	サイン	カウンターの高さ 室内温度	椅子 カウンターの高さ	サイン	サイン	
各室出入口	出入りしやすい幅員や戸・出入り時の衝突防止	開口 引き戸(窓付)	—	扉(窓付)	—	サイン 色彩	扉(窓付)	サイン(子ども)	サイン 外国語表記	サイン 扉(窓付)	
トイレ(全体計画)	車椅子利用者用便房にすべての機能を集中するのではなく、 個別機能を備えた便房を適切に設けて機能を分散	車椅子利用者便房以外にも大きめの 便房を設置	音声	—	—	サイン	手すり設置	ベビーチェア ベビーカーが 入れる大きさ	サイン	荷物置き場	
トイレ(便房内)	利用しやすい位置に配置・きめ細かな寸法等への配慮 左右の勝手の違いにも配慮	車椅子利用者 対応 介助用ベッド	ボタン、紙巻き等の 配置 点字・音声	—	オストメイト	サイン	手すり設置	ベビーチェア ベビーカーが 入れる大きさ	サイン ボタン、紙巻き等の 配置	見やすい鏡	
サイン	「目で見る・耳で聞く・触って感じる・ピクトでわかる」サインを 色は文字やピクトを補うものとして使用し、大きさやコントラストに配慮	見やすい高さ	音声・点字 誘導ブロック 触知板の高さ	文字 点滅サイン	総合案内板 への表示	図 色彩	明度差 大きさ	図	図 外国語表記	色相・明度・ 彩度差 大きさ	
避難	車椅子利用者などのため、一時避難待機場所の設置 避難経路の階段等への手すり設置等	一時待機場所 防火くくり戸	音声誘導	点滅サイン 電光表示	一時待機場所	音声 電光表示	音声 電光表示 手すり	音声 電光表示	音声 電光表示 外国語表示	音声 電光表示 手すり	
(追加項目欄) 備品・消耗品	(UDの視点を追加) ハードでの対応が困難な場合は備品・消耗品で対応する。							昇降口に紙履き替 え用椅子の設置			

記入例

(様式 3)

ユニバーサルデザイン導入整備書【実施設計】

記入者 設計者

提出時期 実施設計完了時

作成日 令和〇〇年〇月〇日

施設概要				
施設名称	都立〇〇〇高等学校			
所在地	〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号			
建物規模	敷地面積 〇〇〇〇 m ²	建築面積 〇〇〇〇 m ²	延床面積 〇〇〇〇 m ²	構造 〇〇〇〇 造 〇 階建
工期	実施設計 令和 〇〇 年 〇〇 月 ~ 〇〇 年 〇〇 月			
建物用途	庁舎 (学校)	病院	その他()	新築 改築 (改修) ※該当箇所に〇

UDの関係者			
発注者	所属・氏名	設計者	会社名・氏名
執行委任局	所属・氏名	施工者	未定
施設管理者	所属・氏名	利用者等	養護学校の先生
UD導入の検討方法			
UDの検討委員会(PT)を設置(発注者・執行委任局・施設管理者・設計事務所と養護学校の先生(校外)から構成)			

実施設計時の変更概要	
<p>避難について、当初は一時避難待機場所を設け配慮していたが、防火くぐり戸を通るには人の手を要するため、人的対応が必要であると判断し、施設管理者と協議の上、人的対応を追加した。 車椅子使用者用便房内の介助用ベット及びヘビークーアに関しては、近隣への地域開放が行われる必要時に備品購入することとし、既製品が入る大きさの検証を行い、空間の確保を図面に反映した。</p>	

実施設計の作業方法										
作業1	別紙のUDチェックリストと下記【①実施設計図書・仕様書への具体的反映(詳細はチェックリストによる)】を確認し、実施設計図書・仕様書へ、UDの配慮事項を反映させる。									
作業2	【②利用者ごとに検討した具体的配慮項目】に基本設計から変更点、人的対応が必要な箇所を枠で囲う。その理由と対応できなかった内容のうち、改修が予測されるものに関する記載を 実施設計の変更概要 に記入する。									
作業3	工事監理者へ引継ぎする。									
建築物の部位等	①実施設計図書・仕様書への具体的反映 (詳細はチェックリストによる)	②利用者ごとに検討した具体的配慮項目								
		肢体	視覚	障害者 聴覚	内部機能	精神・知的	高齢者	子ども 連れ 妊婦	外国人	左記以外の人
敷地出入口～ 建物入口	誘導ブロックの敷設位置(設備柵との競合箇所) インターホーン設置の高さ・舗装材の指定	段差解消・幅員 階段スロープを 同一経路に	視覚障害者用誘導 ブロックを敷設 インターホーン	サイン	段差解消	サイン ゆとり	段差解消・幅員 階段スロープを 同一経路に	段差解消・幅員 階段スロープを 同一経路に	サイン 外国語表記	幅員・ゆとり
駐車場・車路	車いす使用者用の表示板の位置	専用駐車場 歩車道分離 屋根設置	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	サイン 外国語表記	歩車道分離
階段・スロープ	スロープの脱輪防止の立ち上げ、スロープ部と水平部の明度差・段差部分の明度差、手すりの水平部分の長さ寸法の表示	幅員 水平部の確保 脱輪防止	階段側に 誘導ブロック 手すりに点字	—	手すり	—	手すり・明度差	水平部の確保 脱輪防止	—	明度差
廊下	床の仕上げ材の指定 各部屋・階段・EV・トイレの誘導	段差・幅員 サイン	仕上げや明度差に よる誘導	避難経路の 点滅サイン	—	サイン	段差・幅員・ 段差	サイン 外国語表記	サイン 扉の衝突防止	
エレベーター	鏡の取り付け位置・操作盤の高さ・点字(浮き彫り)表記 操作盤の位置高さの統一(複数棟) オンオフがわかる操作ボタン(聴覚障害者への配慮)等の表示	操作盤の高さ 鏡・手すり	音声・点字	電光表示	—	表	操作盤の高さ やすい表示	サイン	わかりやすい表示	
建物入口～ 受付・待合・窓口	受付までの誘導ブロックの敷設位置・取付け家具の設置高さ	カウンターの高さ	視覚障害者用誘導 ブロックを敷設 インターホーン	文字情報 筆談	—	サイン	椅子 カーの高さ	サイン	サイン	
各室出入口	扉の把手・有効開口部表示 サイン表示の取り付け位置・高さ	開口 引き戸(窓付)	—	扉(窓付)	—	サイン 色彩	扉(窓付) サイン(子ども)	サイン 外国語表記	サイン 扉(窓付)	
トイレ(全体計画)	出入口・通路の幅 床の仕上げ 扉の鍵 サイン表示の取り付け位置・高さ	車椅子使用者便房 以外にも大きめの便 房を設置	音声	—	—	サイン	手すり設置 ヘビークーア(※付) ヘビークーアが 入れる大きさ	サイン	荷物置き場	
トイレ(便房内)	手すりの位置、高さの寸法表示 操作盤の位置高さの統一 車椅子や介助に必要な空間の寸法表示(車椅子使用・介助の必要寸法等慎重に検討のこと)	車椅子使用者 対応 介助用ベッド	ボタン、紙巻き等の 配置 点字・音声	—	オストメイト	サイン	手すり設置 ヘビークーア(※付) ヘビークーアが 入れる大きさ	サイン ボタン、紙巻き等の 配置	見やすい鏡	
サイン	配置位置の寸法表示 ・ 文字の大きさ、書体、色相・明度・彩度差、色覚障害の方へ配慮した配色の指定	見やすい高さ	音声・点字 誘導ブロック 触知板の高さ	文字 点滅サイン	総合案内板 への表示	図 色彩	明度差 大きさ	図 外国語表記	色相・明度・ 彩度差 大きさ	
避難	避難経路のサイン表示位置、高さ	一時待機場所 防火くぐり戸 人的対応	音声誘導 人的対応	点滅サイン 電光表示	一時待機場所	音声 電光表示 人的対応	音声 電光表示 手すり	音声 電光表示	音声 電光表示	
(追加項目欄) 備品・消耗品	(UDの視点を追加) ハードでの対応が困難な場合は備品・消耗品で対応する。						昇降口に靴履き替 え用椅子の設置			

基本設計時から変更があった場合のみ、
枠付けや赤書きで修正する

記入例

(様式 4)

ユニバーサルデザイン導入整備書【工事】

記入者 工事監理者

提出時期 工事完了時

作成日 令和〇〇年〇月〇日

施設概要				
施設名称	都立〇〇〇高等学校			
所在地	〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号			
建物規模	敷地面積 〇〇〇〇 m ²	建築面積 〇〇〇〇 m ²	延床面積 〇〇〇〇 m ²	構造 〇〇〇〇 造 〇 階建
工期	工 事 令和 〇〇 年 〇〇 月 ~ 〇〇 年 〇〇 月			
建物用途	庁舎 (学校)	病院	その他()	新築 改築 (改修) ※該当箇所〇

UDの関係者			
発注者	所属・氏名	設計者	会社名・氏名
執行委任局	所属・氏名	施工者	会社名・氏名
施設管理者	所属・氏名	利用者等	養護学校の先生
UD導入の検討方法			
UDの検討委員会(PT)を設置(発注者・執行委任局・施設管理者・設計事務所と養護学校の先生(校外)から構成)			

工事着手後の変更概要

サインを原寸大の模型を使って検証した結果、梁下など、一部サインが確認しにくいものがあったため、設置高さなどを見直した。一部ピクトサインについてJIS規格外のものを使用していたが、JISのものとした。

工事時の作業方法

作業1	下記【①工事中の確認の視点】により工事中の確認を行う。(工事監理者)
作業2	【②工事完了後の変更項目】に記入し、変更箇所を枠で囲む。
作業3	工事完了後、工事監理者は、【Ⅲ工事完了後のUD引継ぎ項目】を記入、人的対応等は必要な点は、しっかり引継ぎ、発注者・施設監理者へ様式1・2・3とUDチェックリストを提出する。

建築物の部位等	チェック	①工事中の確認の視点	②工事完了後の変更項目							③工事完了後のUD引継ぎ事項		
			肢体	視覚	障害者 聴覚	内部機能	精神・知的	高齢者	子ども 子連れ 妊婦		外国人	左記以外の人
敷地出入口～建物入口	レ	変更時の詳細確認	段差解消・幅員階段スロープを同一経路に	視覚障害者用誘導ブロックを敷設 インターホン	サイン	段差解消	サイン ゆとり	段差解消・幅員階段スロープを同一経路に	サイン 外国語表記	幅員・ゆとり	今回のUDでは、敷地出入口から建物入口まで、各棟間、1・2階を中心に配慮を行った。 視覚障害者用の誘導ブロックは、受付まで設置し、受付以降の誘導は、職員対応とすることに留意されたい。(EVや室名板等は浮き彫り文字・点字で対応)視覚・聴覚障害がある生徒等が利用する場合には、その時点で改修工事を行う必要がある。 避難については、機器類だけの対応では限界もあるので、実施設計時に人的対応との併用で対応することになったことをあらためて施設管理者へ周知することとする。	
駐車場・車路	レ	原寸大サイン模型で見やすさを確認 サインの設置で死角が生じるか確認	専用駐車場 歩車道分離 屋根設置	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	サイン 外国語表記	歩車道分離		
階段・スロープ	レ	床材のすべりにくさを確認・明度差 手すりの端末部の処理	幅員 水平部の確保 脱輪防止	階段側に 誘導ブロック 手すりに点字	—	手すり	—	手すり・明度差	水平部の確保 脱輪防止	—		明度差
廊下	レ	床材のすべりにくさを確認 サインの見やすさを確認	段差・幅員 サイン	仕上げや明度差による誘導	避難経路の 点滅サイン	—	サイン	段差・幅員・ 明度差・手すり	段差	サイン 外国語表記		サイン 扉の衝突防止
エレベーター	レ	操作盤の配置・高さの確認	操作盤の高さ 鏡・手すり	音声・点字	電光表示	—	表示	操作盤の高さ・しや すさ 手すり	操作盤の高さ わかりやすい表示	サイン		わかりやすい表示
建物入口～受付・待合・窓口	レ	誘導ブロックの敷設方法 総合案内板等のサインの見やすさの確認	カウンターの高さ	視覚障害者用誘導 ブロックを敷設 インターホン	文字情報 筆談	—	サイン	カウンターの高さ 室内温度	椅子 カウンターの高さ	サイン		サイン
各室出入口	レ	発注前に寸法等の詳細を再度確認	開口 引き戸(窓付)	—	扉(窓付)	—	—	サイン(子ども) 窓付)	サイン 外国語表記	サイン 扉(窓付)		
トイレ(全体計画)	レ	寸法等の確認	車椅子使用者便房 以外にも大きめの便 房を設置	音声	—	—	—	設置	ヘビーチェア(後付) ヘビーカーが 入れる大きさ	サイン		荷物置き場
トイレ(便房内)	レ	現場で実際に設計通りの機能を満たせるか確認	車椅子使用者 対応 介助用ベッド	ボタン、紙巻き等の 配置 点字・音声	—	オストメイト	サイン	手すり設置	ヘビーチェア(後付) ヘビーカーが 入れる大きさ	サイン ボタン、紙巻き等の 配置		見やすい鏡
サイン	レ	モックアップで文字・ピクトの大きさ・色相・明度・彩度を確認 サインの設置で死角が生じるか確認	見やすい高さ	音声・点字 誘導ブロック 通知板の高さ	文字 点滅サイン	総合案内板 への表示	図 色彩	明度差 大きさ	図	図 外国語表記		色相・明度・ 彩度差 大きさ
避難	レ	避難経路の表示が見やすい位置にあるか確認	一時待機場所 防火くぐり戸 人的対応	音声誘導 人的対応	点滅サイン 電光表示	一時待機場所	音声 電光表示 人的対応	音声 電光表示 手すり	音声 電光表示	音声 電光表示 外国語表示	音声 電光表示 手すり	
(追加項目欄) 備品・消耗品	レ	(UDの視点を追加) ハードでの対応が困難な場合は備品・消耗品で対応する。						昇降口に靴履き替 え用椅子の設置				

実施設計時から変更があった場合のみ、枠付けや赤書きで修正する

記入例

(様式 5)

ユニバーサルデザイン導入事後評価書

記入者 工事監理者・発注者

提出時期 事後評価時

作成日 令和〇〇年〇月〇日

施設概要					
施設名称	都立〇〇〇高等学校				
所在地	〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号				
建物規模	敷地面積 〇〇〇〇 m ²	建築面積 〇〇〇〇 m ²	延床面積 〇〇〇〇 m ²	構造 〇〇〇〇 造	〇 階建
工期	基本設計 令和 〇〇 年度	実施設計 令和 〇〇 年度	工事 令和 〇〇 年 〇〇 月～ 〇〇 年 〇〇 月		
建物用途	庁舎 (学校)	病院	その他 ()	新築 改築 (改修)	※該当箇所を〇

UDの事後評価時の評価者			
発注者	所属・氏名	設計者	会社名・氏名
執行委任局	所属・氏名	施工者	会社名・氏名
施設管理者	所属・氏名	利用者等	養護学校の先生
UD事後評価の方法			
かし担保時を利用・UDを導入した項目について、大変良い・良い・もう少し等で評価(それぞれの考察)を行う			

事後評価のまとめと今後の課題

改修前と比較ができ、UDの効果がよく現れていた。段差の解消とサインの見やすさが、一番効果があったと思われる。また、低い受付カウンターに重い荷物を載せる使われ方など、当初想定と利用形態が違ったところも発見できた。サインの後付はないが、掲示物等の置き場が少なかつたため、今後は、当初から含めて検討する必要があると思われる。視覚障害者誘導用ブロックなど、これまで使用される場面がなく、今回の事後評価で検証結果を得ることができなかったのが残念である。

事後評価時の作業項目

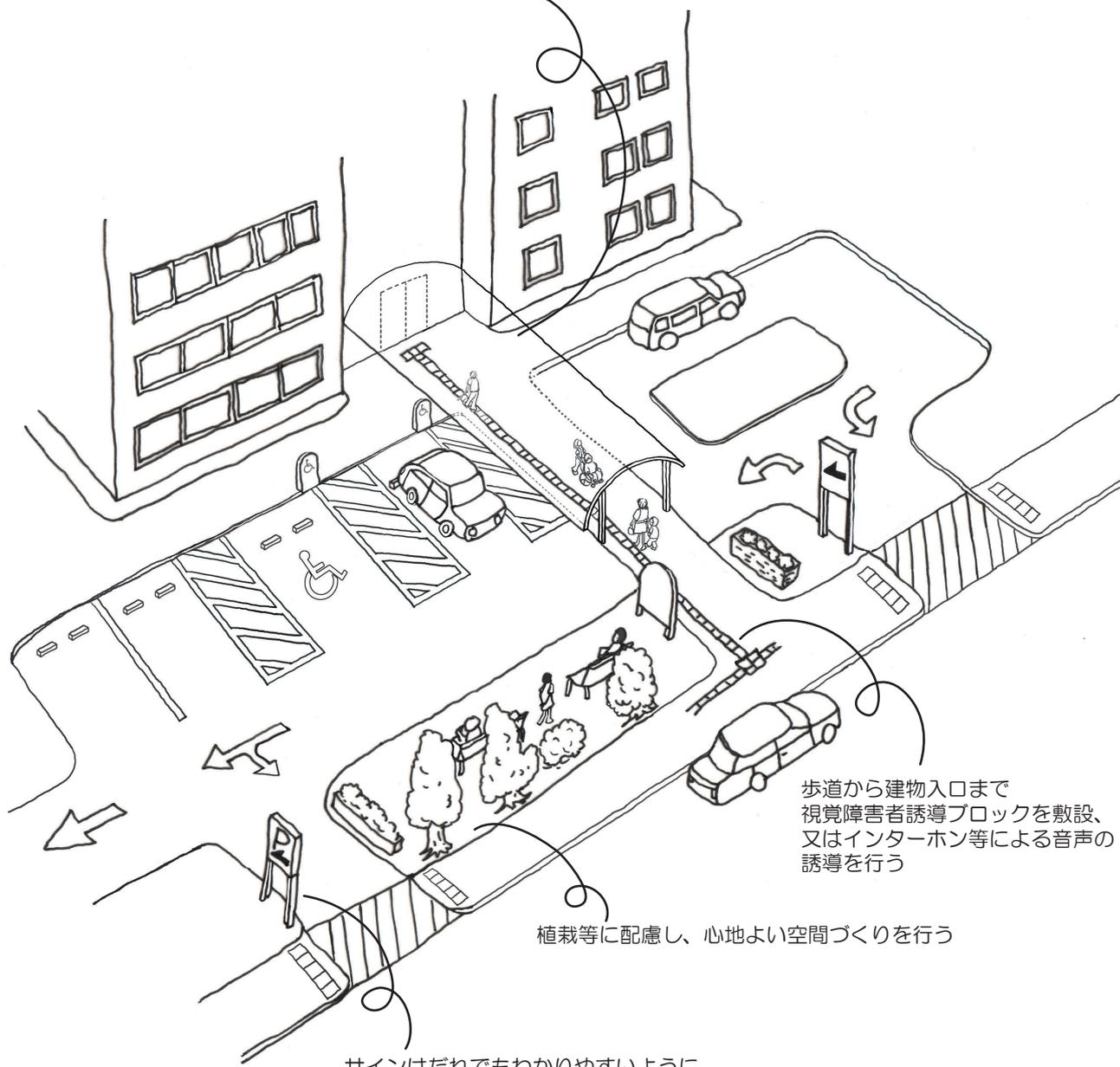
評価視点	a当初想定した利用形態と違ってないか bサインが後付けされていないか c当初検討した利用者の行動特性に応じた配慮点の確認									
作業1	かし検査時等を利用して、事後評価を行い、【①UD事後評価のコメント】に記入する。また、上記の【事後評価のまとめと今後の課題】に記入する。									
作業2	発注者は、財務局建築保全部技術管理課に様式1～4と事後評価時の竣工写真を提出し、ユニバーサルデザインの向上に努める。									
建築物の部位等	事後評価時の確認項目									①UD事後評価のコメント 発注者・設計者・施設管理者・利用者の意見をまとめ記入
	肢体	視覚	聴覚	内部機能	精神・知的	高齢者	子ども 子連れ 妊婦	外国人	左記以外の人	
敷地出入口～ 建物入口	段差解消・幅員 階段スロープを 同一経路に	視覚障害者用誘導 ブロックを敷設 インターホン	サイン	段差解消	サイン ゆとり	段差解消・幅員 階段スロープを 同一経路に	段差解消・幅員 階段スロープを 同一経路に	サイン 外国語表記	幅員・ゆとり	もう少し 車いす使用者と視覚障害者用誘導ブロックの動線が交差する場所が数箇所見られた。
駐車場・車路	専用駐車場 歩車道分離 屋根設置	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	歩車道分離	サイン 外国語表記	歩車道分離	大変良い 車から降りた利用者が傘をささずに、建物内に入れるのは大変良い。
階段・スロープ	幅員 水平部の確保 脱輪防止	階段側に 誘導ブロック 手すりに点字	—	手すり	—	手すり・明度差	水平部の確保 脱輪防止	—	明度差	良い 設計時に検討したとおり、メインにスロープを設置したため、生徒がスロープを使用する頻度が高かった。台車や清掃器具の運搬など、施設管理にも役立つ。
廊下	段差・幅員 サイン	仕上げや明度差に よる誘導	避難経路の 点滅サイン	—	サイン	段差・幅員・ 明度差・手すり	段差	サイン 外国語表記	サイン 扉の衝突防止	もう少し 生徒への進路等の配布物が廊下に飛び出した形で使用されていた。こういったものへの配慮を想定するべきだった。
エレベーター	操作盤の高さ 鏡・手すり	音声・点字	電光表示	—	表示	操作盤の高さ・しや すき 手すり	操作盤の高さ わかりやすい表示	サイン	わかりやすい表示	良い 操作盤の押しボタンは大きく見やすいが、開くと閉まるの記号の区別がつきにくい。今後はボタンの形状や色等で配慮が必要。
建物入口～ 受付・待合・窓口	カウンターの高さ	視覚障害者用誘導 ブロックを敷設 インターホン	文字情報 筆談	様式4のUD導入整備書 【工事】のと同様		カウンターの高さ 室内温度	椅子 カウンターの高さ)	サイン	大変良い 重い荷物をカウンターに載せる際、低いカウンターが役に立ち、当初予定とは異なった使用をしていたが、好評であった。
各室出入口	開口 引き戸(窓付)	—	扉(窓付)			扉(窓付)	サイン(子ども)	サイン 外国語表記	サイン 扉(窓付)	良い 教室の中がよくわかり、先生や来校者からは好評だった。
トイレ(全体計画)	車椅子使用者便房 以外にも大きめの便 房を設置	音声	—	—	サイン	手すり設置	ベビーチェア(後付) ベビーカーが 入れる大きさ	サイン	荷物置き場	良い 荷物置き場が生徒に好評だった。
トイレ(便房内)	車椅子使用者 対応 介助用ベッド	ボタン、紙巻き等の 配置 点字・音声	—	オストメイト	サイン	手すり設置	ベビーチェア(後付) ベビーカーが 入れる大きさ	サイン ボタン、紙巻き等の 配置	見やすい鏡	良い 左右の勝手の違いがよい。これまでは、来校者にベビーチェアを使用する方はいない。
サイン	見やすい高さ	音声・点字 誘導ブロック 触知板の高さ	文字 点滅サイン	総合案内板 への表示	図 色彩	明度差 大きさ	図	図 外国語表記	色相・明度・ 彩度差 大きさ	大変良い 原寸大模型で確認した成果がみられた。案内について苦情等も見受けられない。
避難	一時待機場所 防火くくり戸 人的対応	音声誘導 人的対応	点滅サイン 電光表示	一時待機場所	音声 電光表示 人的対応	音声 電光表示 手すり	音声 電光表示	音声 電光表示 外国語表記	音声 電光表示 手すり	良い 避難経路のサインがわかりやすい。
(追加項目欄) 備品・消耗品										大変良い 生徒に普段から利用されている。

1-(1) 移動空間【建物外部】		東京都福祉のまちづくり条例整備基準				
① 敷地出入口・敷地内通路		努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等	
通 路	チェック	基本項目				
		通路には段差を設けない。構造上段差が生じる場合は、同一経路上にスロープ等を併設する。	○	○	幅140cm以上 階段併設90cm以上	
		敷地内通路に階段を設ける場合には、手すりを設置する。	○	○		
		敷地内通路の傾斜路はゆるやかな勾配とし、手すりを設ける。	○	○	勾配1/20以下	
		通路は、車椅子使用者や歩行者のすれ違いに支障のない幅を確保する。	○	○	幅140cm以上	
		雨に濡れても滑りにくい仕上げとする。	○	○		
		敷地内通路に階段を設ける場合には、視覚障害者誘導用ブロック（警告用）を適切に設置する。	○	○	上下端に 設置	利用円等滑化等経路は 上下端に設置 一般は上端に設置
	チェック	検討項目				
		だれもが同一経路で安全に建築物の受付等に到達できるよう、主たる出入口まで、連続性のある誘導を行う。	-	-		
		敷地内通路の傾斜路には視覚障害者誘導用ブロック（警告用）を適切に設ける。	-	-		
敷 地 出 入 口	チェック	検討項目				
		アプローチ道路から分かりやすく、出入りしやすい位置に設置する。	-	-		
		敷地内外の歩道のレベルをそろえ、連続性、平坦さを確保する。	-	-		
		複数道路に接する場合は、遠回りとならないよう、適宜、複数の出入口を設置する。	-	-		
		出入口や経路は、サインが確認しやすいよう、見通しのよい空間とする。	-	-		
視 覚 障 害 者 誘 導 ブ ロ ッ ク	チェック	基本項目				
		視覚障害者誘導用ブロック等を敷設し、主たる出入口から受付まで連続性のある誘導を行う。	○	○		
		敷地境界部分や歩道と車道の切換部は、警告を知らせる点状ブロックを設置する。	○	○		
	チェック	検討項目				
		視覚障害者誘導用ブロックは原則黄色とし、舗装材の色の明度差、色相又は彩度の差に注意する。	○	-		
		線状ブロックは原則、直線に敷設し、駐輪場に入出入りする自転車使用者との接触に注意する。	-	-		
サ イ ン の 設 置 等	チェック	基本項目				
		敷地内のわかりやすい位置に、駐車場、建物入口、受付、EV、便所などの配置を示した、案内板を設ける。	○	○		
	チェック	検討項目				
		案内表示は、だれもがわかりやすいよう、文字の大きさや色使い、配置等にも配慮する。	-	-		
		案内装置は位置や高さなどに配慮し、操作しやすいものとする。	-	-		
		音響案内は、音声はどこから発生されているかがわかるように、かつ、はっきり聞き取れるようにする。	-	-		
		外壁の素材や色使い、周囲の景観や植栽等に配慮し、心地よい空間づくりを行う。	-	-		
		敷地の出入口付近には、インターホン、音声や文字情報などを組み合わせた案内装置を設ける。	-	-		
	サインや植栽の設置は、歩行者・車の見通しを確保できるよう注意する。	-	-			
	必要に応じ、出入口付近には、駅の方向などを表示した周辺案内表示を設置する。	-	-			

【イメージ図】

敷地出入口・敷地内通路の例

だれもが同一経路で通ることができる通路
ゆとりのある通路幅、雨への配慮、段差への配慮



歩道から建物入口まで
視覚障害者誘導ブロックを敷設、
又はインターホン等による音声の
誘導を行う

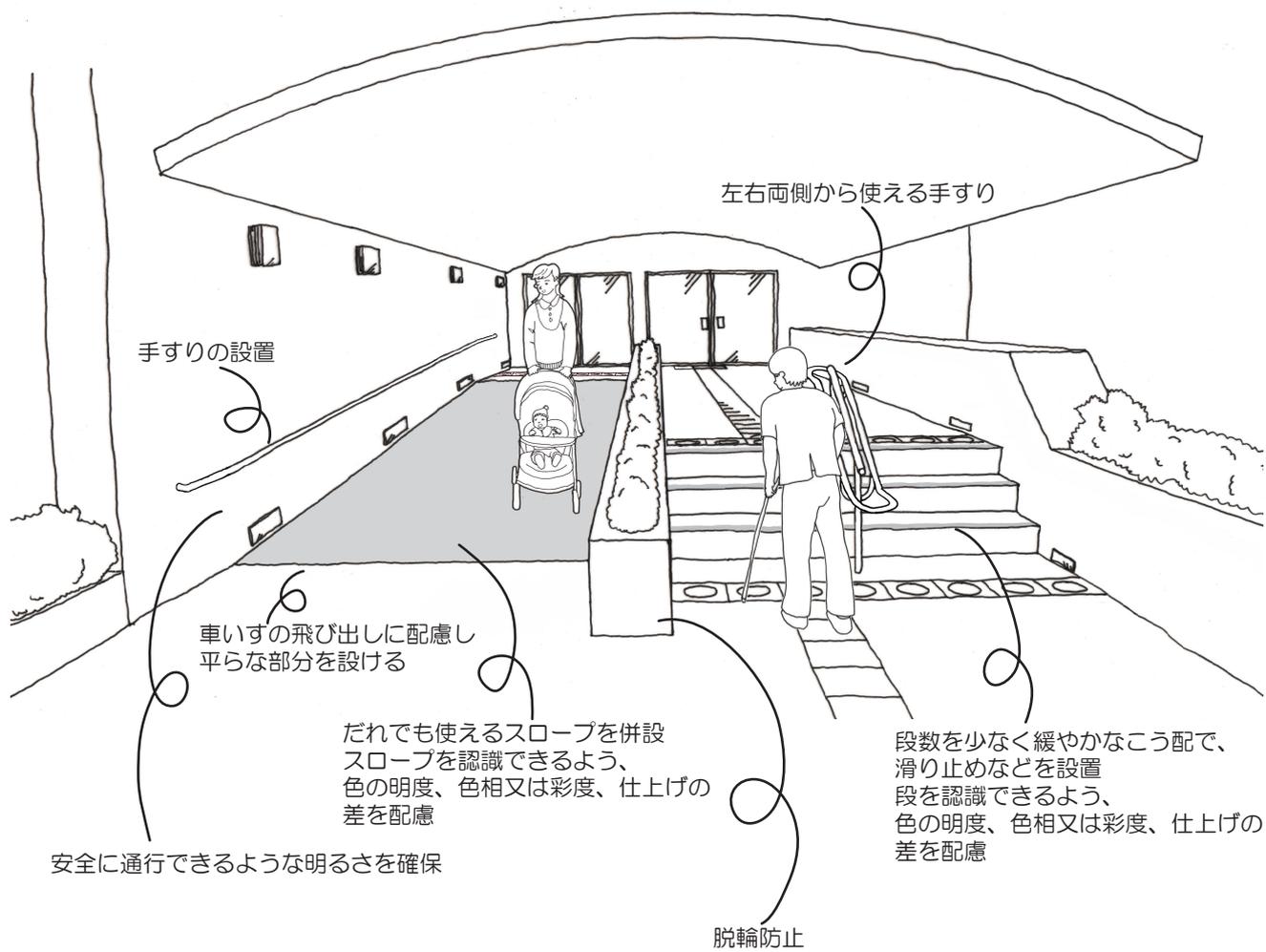
植栽等に配慮し、心地よい空間づくりを行う

サインはだれでもわかりやすいように、
文字の大きさや色使いに配慮し、見通しを確保

1-(1) 移動空間【建物外部】		東京都福祉のまちづくり条例整備基準				
②-1 階段		努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等	
位置	チェック	検 討 項 目				
		階段を設置する場合は、スロープを併設させ、同一経路で移動できる計画とする。(スロープを遠回りさせない)	-	-		
		階段とスロープを併設する場合、視覚障害者誘導用ブロック等は、移動距離が短くなる方に、敷設する。	-	-		
幅員・構造等	チェック	基 本 項 目				
		階段の幅は、歩行者同士がすれ違いやすい幅を確保する。	○	○	幅120cm以上の階段を1以上	
		緩やかな勾配とする。	○	○	けあげ18cm 踏面26cm以上の階段を1以上	
		段鼻は突き出さない形状とし、蹴込みを設けない等つまづきにくい構造とする。	○	○		
		メンテナンス用階段を除き、回り階段やらせん階段を設けない等、転倒時への配慮を行う。	○	○		
		床は滑りにくい仕上げとし、段には滑り止めなどを設置する。	○	○		
		段や勾配の部分では、容易に段等を認識し、安全に通行できるように、色の明度・色相や彩度、仕上げ等の差や照明の明るさに配慮する。	○	○		
	チェック	検 討 項 目				
		階段には、杖の落下防止のために両側に立ち上がりを設ける。	-	-		
		階段の上下部に点状ブロック（警告用）を敷設する。	○	-	利用等円滑化経路は上下端に設置 一般は上下端	一般は上端
	点状ブロックは、踏み外さないよう、階段の幅方向の端まで敷設する。	-	-			
手すり	チェック	基 本 項 目				
		踊場も含めて連続した手すりを設置する。	○	○	1以上	
	チェック	検 討 項 目				
		階段の両側に連続して、手すりを設置する。	○	-		
		階段の幅が大きい場合は、中間にも両側から使用可能な手すりを設置する。	-	-		
		階段の手すりは、利用者が使いやすいよう、2段を考慮する。	-	-		
		手すりは、力がかけやすく、つかみやすい形状とする。	-	-		
		手すりの表面材質は、寒暖による温度変化など感触に配慮する。	-	-		
		手すりは周囲と区別できる色彩とする。	-	-		
		手すりの始終点部に十分な水平な手すりを設置する。	-	-		
	手すりの端部は、衣類等が引っかからないよう配慮する。	-	-			
	手すりの水平部分の一定の位置に、現在階の階数、フロア情報などを点字と墨字を長手方向に表示する。	-	-			

【イメージ図】

建物外部階段の例



手すりの設置

左右両側から使える手すり

車いすの飛び出しに配慮し
平らな部分を設ける

だれでも使えるスロープを併設
スロープを認識できるよう、
色の明度、色相又は彩度、仕上げの
差を配慮

安全に通行できるような明るさを確保

段数を少なく緩やかなこう配で、
滑り止めなどを設置
段を認識できるよう、
色の明度、色相又は彩度、仕上げの
差を配慮

脱輪防止

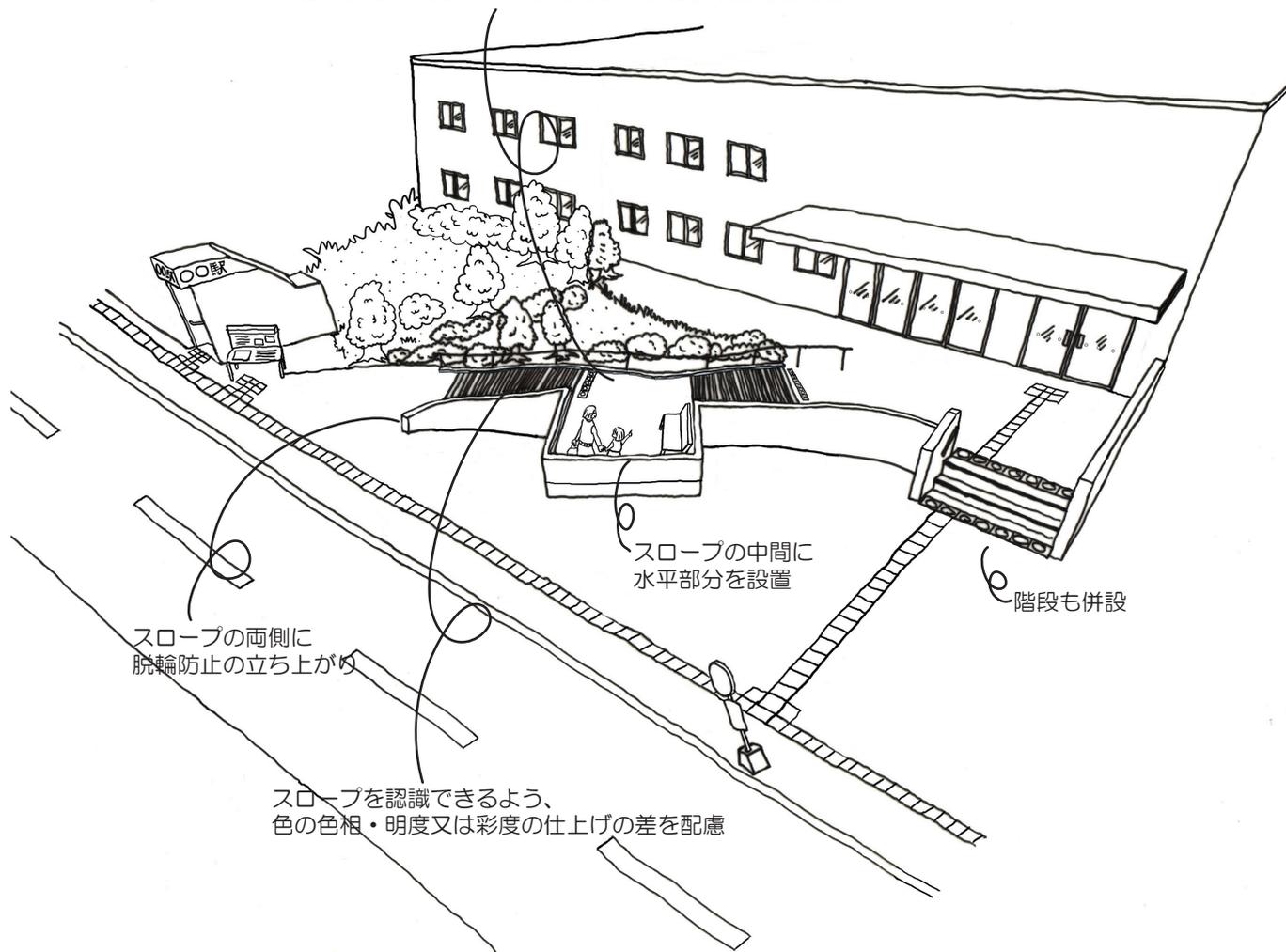
1-(1) 移動空間【建物外部】		東京都福祉のまちづくり条例整備基準				
②-2 スロープ		努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等	
位置	チェック	検 討 項 目				
		スロープは階段に併設させ、同一経路で移動できる計画とする。(遠回りさせない)	-	-		
		階段とスロープを併設する場合、視覚障害者誘導用ブロック等は、移動距離が短くなる方に、敷設する。	-	-		
幅員・構造等	チェック	基 本 項 目				
		スロープは、使用する方の負担を考え、緩やかな勾配とし、長いスロープはつぐらない。	○	○	屋内 勾配 1/12を超えない 屋外 勾配 1/20を超えない	
		スロープが長くなる場合は、一定間隔でゆとりのある踊場を設ける。	○	○	高さ75cmごと 踏幅150cm以上の踊場	
		歩行者・車椅子使用者・ベビーカー・台車等の需要を考え、ゆとりのある幅員とする。	○	○	幅140cm以上 階段併設90cm以上	
		雨に濡れても滑りにくい仕上げとする。	○	○		
		勾配の部分では、容易に傾斜部と平坦部を認識し、安全に通行できるように、色の明度・色相や彩度、仕上げ等の差や照明の明るさに配慮する。	○	○		
		スロープには、脱輪防止のために両側に立ち上がりを設ける。	○	○		
		スロープに点状ブロック（警告用）を適切に敷設する。	○	○	勾配 1/20及び高さ16cmを超え勾配 1/12 を超える傾斜路の上端に設置 駐車場施設及び傾 斜に連続した手すりが 設けてないものは傾 斜路の上端に設置	
		スロープの前後には車椅子が安全に停止することができるよう、平らで十分な広さの踊場を確保する。	○	○		
		滑りにくかつ車椅子の走行性に配慮した平坦な仕上げとする。	○	○		
	チェック	検 討 項 目				
	原則、スロープと交差して他の通路を設置しない。やむを得ず設置する場合は、踊場の広さに留意する。	-	-			
手すり	②-1 階段の「手すり」欄を参照のこと。					

【イメージ図】

スロープ

敷地出入口から建物入口まで高低差がありスロープをメインにした例

ベビーカー・車いす使用者の利用を考え、
敷地出入口から建物入口までの経路において
ゆとりのあるスロープ設置
スロープの中間の水平部を利用したゆとりの空間を演出



スロープの両側に
脱輪防止の立ち上がり

スロープの中間に
水平部分を設置

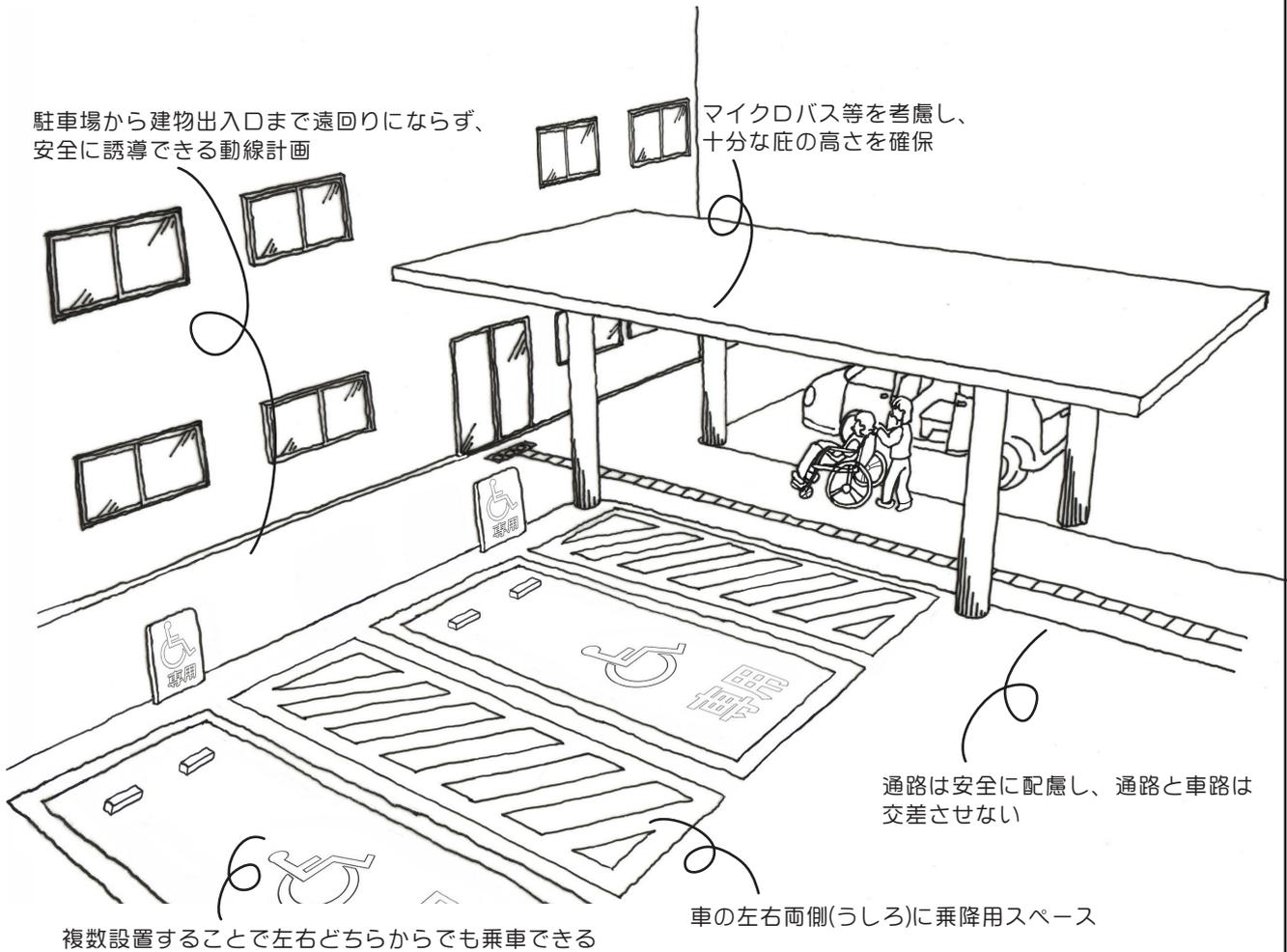
階段も併設

スロープを認識できるよう、
色の色相・明度又は彩度の仕上げの差を配慮

1-(1) 移動空間【建物外部】		東京都福祉のまちづくり条例整備基準				
③-1 駐輪場		努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等	
位置・構造	チェック	検 討 項 目				
		自転車と歩行者の動線を分離する。	-	-		
		歩行者の通行の妨げにならない配置とし、需要に応じた広さとする。	-	-		
		敷地出入口から、建物玄関までの経路が遠回りにならず、分かりやすい位置に設置する。	-	-		
		自転車通路・駐輪場等は、ペイント等で、位置・範囲を明確にする。	-	-		
③-2 駐車場・車路						
車椅子使用者用駐車場	チェック	基 本 項 目				
		車椅子使用者が安全に利用できる車椅子使用者用駐車スペースを設ける。	○	○	200台以下 1/50台 200台を超える 1/100+2台	1台以上
		車椅子使用者用駐車場は建築物の出入口に近く、車路を横断しなくても行き着くことができるように配置する。	○	○		
		車椅子用駐車場には、ゆとりのある幅員を確保し、車の左右両側（うしろ）に乗降用スペースを設けることが望ましい。	○	○	幅350cm以上	
		車椅子使用者用駐車スペース等の位置表示と経路の誘導を分かりやすく表示する。	○	○	駐車場から 利用居室まで の経路の表示	
	チェック	検 討 項 目				
		車椅子使用者用駐車場から建築物の出入口までの通路には、十分なスペースを確保し、庇などの屋根を設ける。	-	-		
		車椅子使用者用駐車スペースはいつでも駐車できるように複数設け、左右どちらからでも乗降できるよう、連続配置することが望ましい。	-	-		
		ピロティや建物地階など、雨に濡れずに利用できる場所が望ましい。	-	-		
		職員に車椅子使用者がいる場合は、来庁者とは別に、専用スペースを確保する。	-	-		
	地下、立体駐車場等に障害者用駐車スペースを設ける場合は、エレベーターホール等の入口付近に設ける。	-	-			
出入口	チェック	検 討 項 目				
		自動車の出入口は、周辺の道路環境、出入りする車両等に応じて安全性を考えた考慮した計画とする。	-	-		
		案内表示や植栽は、見通しの確保の妨げにならないように配慮する。	-	-		
		必要に応じ、車路を認知する路面の構造や、後方確認のための鏡、音声・音響及び視覚情報により自動車の出庫を知らせる警報装置等の設備に配慮する。	-	-		
車路・駐車スペース	チェック	基 本 項 目				
		車寄せ、 <u>駐車場</u> 、位置表示と経路の誘導を分かりやすく表示する。	○	○		
	チェック	検 討 項 目				
		駐車場から建物出入口まで遠回りにならないような配置、動線計画とする。	-	-		
		車から降りた歩行者と車路の動線を分離する。	-	-		
		歩行者用通路と駐車場部分は手すりや縁石等により明確に分離する。	-	-		
		車路は一時停止ラインの標示等により、徐行や停止するよう配慮する。	-	-		
	地下、立体駐車場等の駐車場は、エレベーターホール等の入口付近に安全に乗降できる車寄せの設置に配慮する。	-	-			
		十分な明るさを確保する照明計画とする。	-	-		
車寄せ	チェック	検 討 項 目				
		車寄せには、雨や雪等に配慮し、十分な大きさの庇を設ける。	-	-		
		車寄せの庇は、マイクロバス等を考慮し、十分な高さを確保する。	-	-		
		停車スペースや待合スペースを十分に考慮する。	-	-		
		駐車場が車寄せから離れた場所に設置されている場合等については、駐車場付近に安全に乗降できる車寄せを考慮する。	-	-		

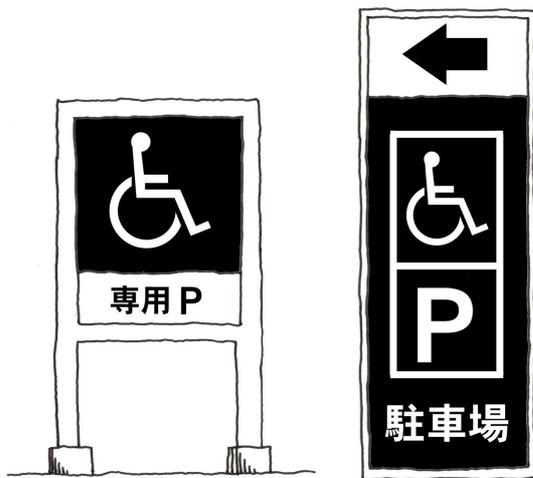
【イメージ図】

障害者用駐車場の例

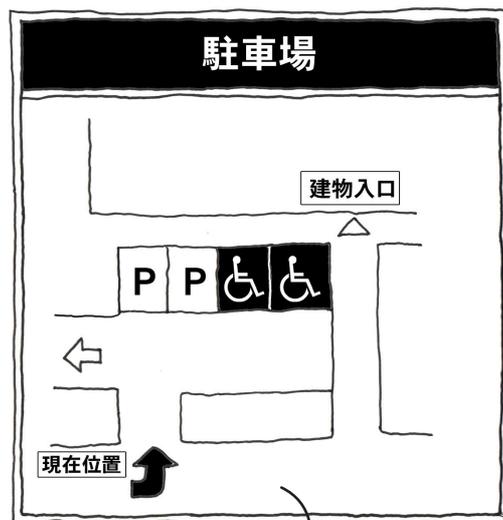


複数設置することで左右どちらからでも乗車できる

車の左右両側(うしろ)に乗降用スペース



サインや植栽は、見通しの確保の妨げにならないように配慮



建物出入口と障害者用駐車場が隣接していることがわかるサイン

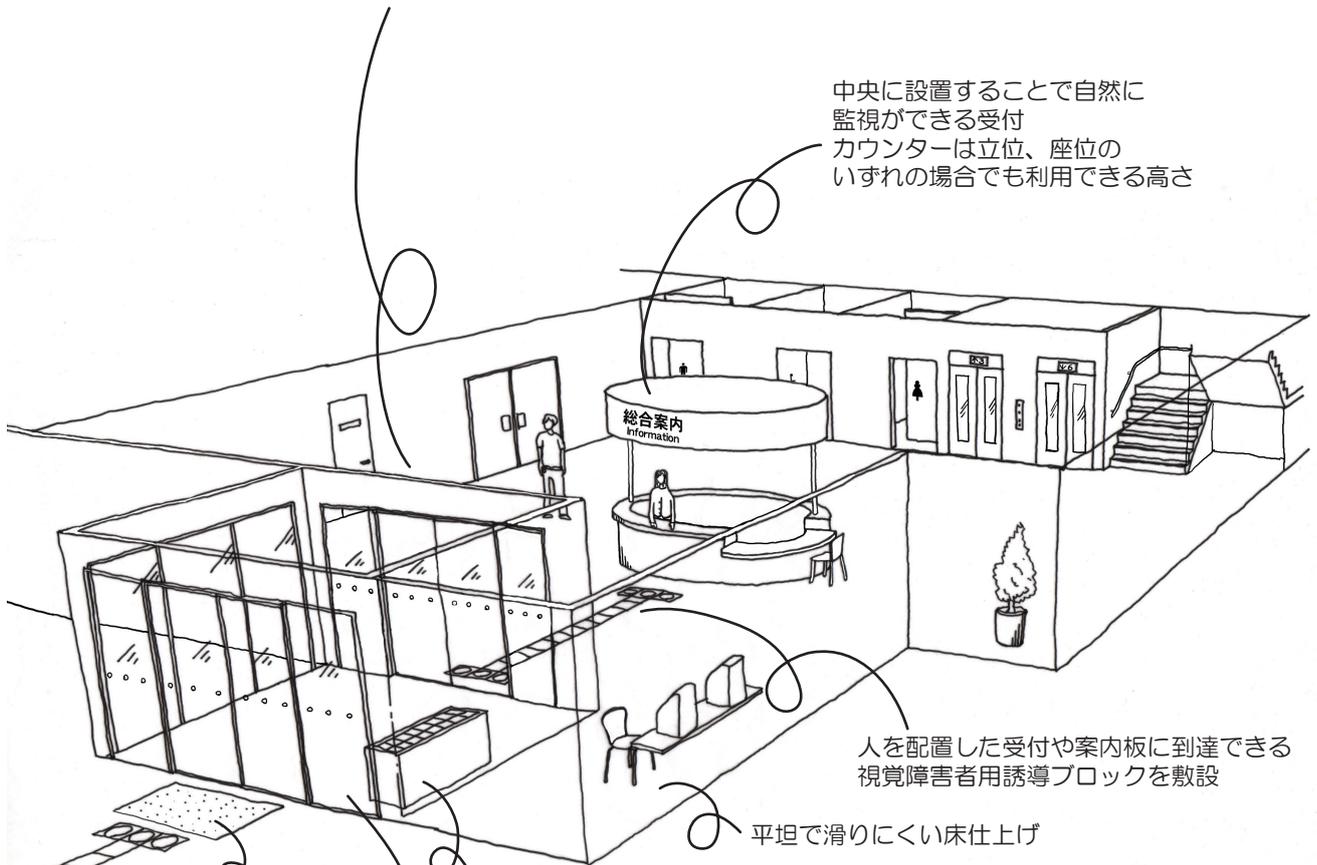
1- (2) 移動空間【建物内部】		東京都福祉のまちづくり条例整備基準			
① 建物出入口		努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
配置	チェック	検 討 項 目			
		建築物の主要な出入口は、訪れた人が分かりやすい位置に設ける。	-	-	
		エレベーターや階段、受付、便所などが玄関ホールから可能な限り一目でわかるような空間構成とすることが望ましい。困難な場合はあらかじめサイン計画を考慮しながら空間計画を進める。	-	-	
扉・ 風除室	チェック	基 本 項 目			
		出入口の扉は、通行しやすい自動引き戸か、容易に開閉できる戸を設ける。（自動開き戸、回転扉は望ましくない。）	○	○	
	チェック	検 討 項 目			
		出入口のガラス戸には、衝突防止策を行う。	-	-	
		自動引き戸には、安全センサーを設置する。	-	-	
		自動引き戸には、非常時対応のため、手動式の戸を併設する。	-	-	
		手動引き戸などの把手は、だれもが使いやすい縦棒状等が望ましい。	-	-	
	風除室は、ゆとりのあるスペースとし、方向転換しない計画とする。やむを得ず方向転換する場合は、視覚障害者誘導ブロック等を適宜設置する。	-	-		
幅員・ 仕上げ等	チェック	基 本 項 目			
		車椅子使用者や歩行者の通行に支障のない出入口の幅を確保する。	○	○	幅85cm以上
		特に建築物の主要な出入口は、余裕を持った幅とする。（すれ違い出来る幅が望ましい。）	○	○	幅100cm以上
	チェック	検 討 項 目			
		手動引き戸は、取手の形状・配置に配慮し、操作しやすいものとする。	-	-	
		玄関・建物入口は、建物の外部から内部まで連続して平坦とし、床面の連続性を確保する。	-	-	
		靴拭きマットを設置する場合は、つまづかないように床と同一面におさめるように落とし込みするなどの配慮をする。	-	-	
	床面の仕上げは、滑りにくい仕上げとし、傘等からの水滴が床面に溜まらないように配慮する。	-	-		
	傘立等が通行の支障とならないよう設置スペースを確保する。	-	-		
誘導	チェック	基 本 項 目			
		視覚障害者誘導ブロックを敷設し、視覚障害者が、人を配置した受付や案内板に到達できるようにする。	○	○	
	チェック	検 討 項 目			
		個別ニーズに対応できるよう、人を配置した受付を検討する。人の配置ができない場合は、建築物の出入口付近は、出入口の場所を示す音声装置や点字表示などを併せた案内板等を設ける。	-	-	
		チャイムやインターホンは、その所在が分かりやすく、かつ、操作しやすいものとする。	-	-	
	案内板は、子どもや車椅子使用者にも見やすいような、位置や高さに設置することが望ましい。	-	-		
	建築物の出入口付近に設ける案内板等は、ピクトグラムを用いるとともに、文字の大きさや配色、背景の色との対比等を配慮し、見やすく分かりやすいデザインとする。	-	-		
② 受付					
配置	チェック	基 本 項 目			
		建物内のわかりやすい位置に、駐車場、受付、EV、便所などの配置を示した、案内板を設ける。	○	○	
	チェック	検 討 項 目			
	受付と総合案内板は、近接した位置に配置する。	-	-		
	受付カウンターの高さは、立位、座位（車椅子使用者の利用を含む）のいずれの場合でも利用できるように計画する。	-	-		
誘導	チェック	検 討 項 目			
		受付を設置しない場合等については、玄関付近のわかりやすい位置に呼出し設備を設置する。	-	-	
		総合案内板は、車椅子使用者用便房等のトイレなどの機能情報を表示する。また、配慮が必要な方への設備（集団補聴設備や子育て支援室など）の位置を表示する。	-	-	
		昼間と夜間の受付が変わる場合は、経路を間違えないよう、誘導のわかりやすさに配慮する。	-	-	
	夜間受付までの経路は、十分な照度を確保し、分かりやすく誘導する。	-	-		

【イメージ図】

建物出入口・総合案内などの例

エレベーターや階段、受付、トイレなどが、玄関ホールから
一目でわかるような明解な空間構成とする

中央に設置することで自然に
監視ができる受付
カウンターは立位、座位の
いずれの場合でも利用できる高さ



人を配置した受付や案内板に到達できる
視覚障害者用誘導ブロックを敷設

平坦で滑りにくい床仕上げ

靴拭きマットは、床と同一面
におさめ、めくれ上がりにも配慮

傘立等が通路にはみださないよう設置スペースを確保

風除室は、方向転換しないですむゆとりのあるスペースとし、
床は、滑りにくい仕上げとし、傘等の水滴が
床面に溜まらないように配慮

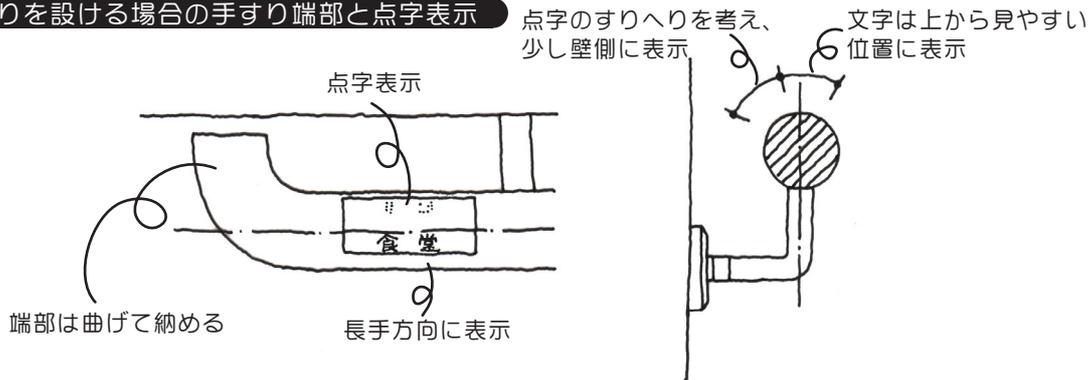
1-(2) 移動空間【建物内部】		東京都福祉のまちづくり条例整備基準				
③-1 廊下		努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等	
配置	チェック	基本項目				
		廊下には、段差を設けない。やむを得ず段差が生じる場合は、段のある近くに、傾斜路や昇降機を併設する。	○	○		
	チェック	検討項目				
	廊下の配置は、単純で分かりやすいものとする。	-	-			
	移動経路上に、休憩スペースを適宜設置する。	-	-			
幅員・仕上げ等	チェック	基本項目				
		廊下の幅は、歩行者同士がすれ違いやすい幅を確保する。	○	○	幅140cm以上	
		廊下等の床は滑りにくく、白内障の方が段と誤認しそうな柄を避け仕上げとする。	○	○		
		階段と近接する廊下には、点状ブロック（警告用）を適切に敷設する。	○	○	上下段	下段
		スロープと近接する廊下には、点状ブロック（警告用）を適切に敷設する。	○	○	勾配1/20及び高さ16cmを超える勾配1/12を超える傾斜路の上端に設置 駐車場は除外	
	チェック	検討項目				
		車椅子使用者が回転することができる空間を確保する。	-	-		
		車椅子の走行性を考慮した仕上げとする。	-	-		
		転倒時に配慮した仕上げとする。	-	-		
		視覚障害者が壁や柱との区別がしやすいよう、色・明度・仕上げ等の差に配慮し、照明は安全に通行できるように明るさを確保する。	-	-		
		防火区画上に防火戸やくぐり戸を設ける場合、分かりやすい配置にし、車椅子使用者等の通行が可能な構造とする。	-	-		
手すり	廊下側へ柱部を設けたり、廊下側への開き戸を設け、通行の妨げとならないような計画とする。	-	-			
	斜めの柱や壁が通行空間に干渉しないよう注意する。やむを得ない場合は寄り付き防止策を施す。	-	-			
	展示スペース等確保についても、通行の支障とならないように配慮する。					
	消火器や設備機器など壁面からの突出物がないように納める。	-	-			
	チェック	検討項目				
	廊下の手すりは、開口部分等についても設置するよう配慮し、できるだけ、連続性を確保する。	-	-			
	部屋の入口左右の手すりの一定の位置に室名の墨字と点字を表示する。	-	-			
その他の項目は②-1 階段の「手すり」欄を参照。						
誘導	チェック	検討項目				
		部屋番号については、浮きだし文字（一般の数字を浮き出しにして触察できるようにしたもの）により、一定の位置に表示する。	-	-		
	目的となる部屋等には適切に誘導できるよう、分かりやすい案内板等を適切に設ける。	-	-			
③-2 スロープ……移動空間【建物外部】の②-2を参照						
③-3 階段……移動空間【建物外部】の②-2を参照						

【イメージ図】

廊下



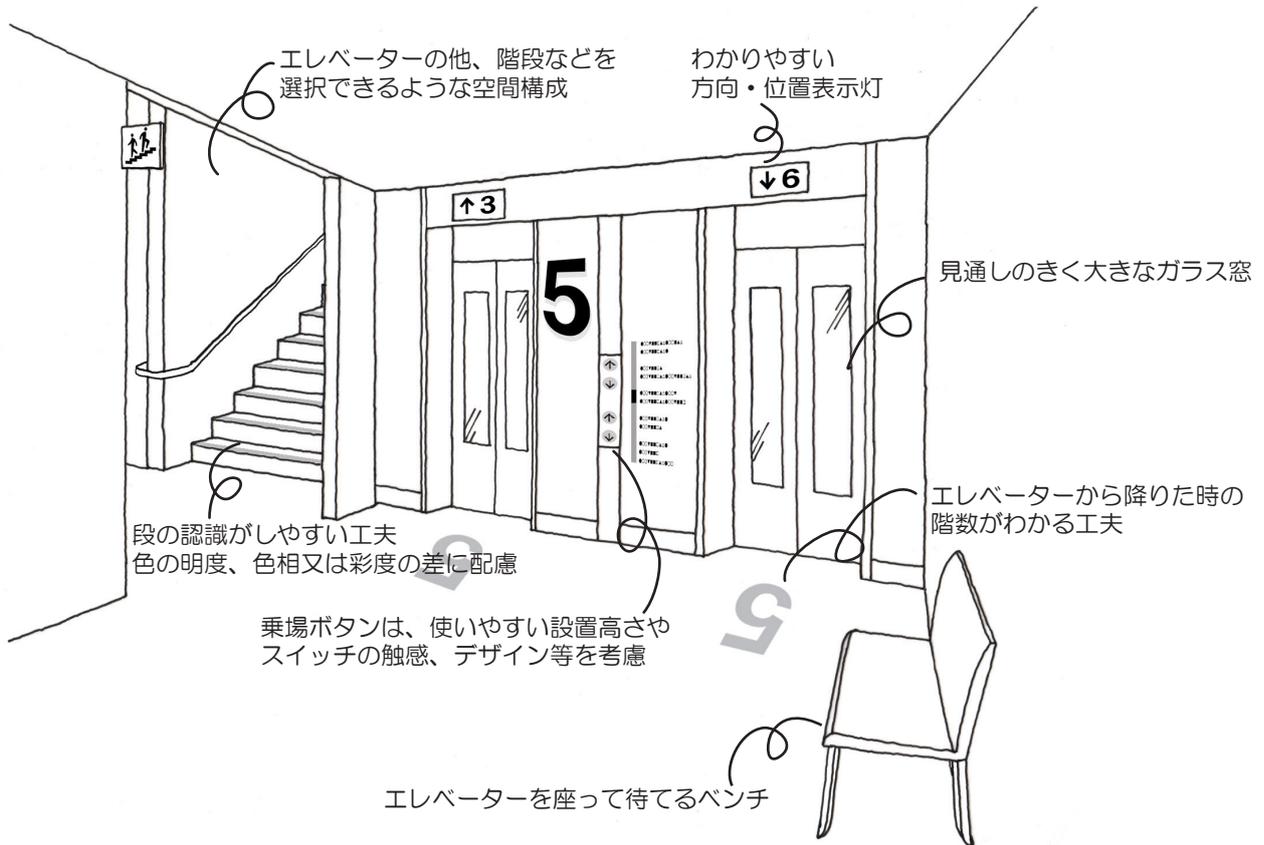
手すりを設ける場合の手すり端部と点字表示



1- (2) 移動空間【建物内部】		東京都福祉のまちづくり条例整備基準				
④ エレベーター		努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等	
配置・規模	チェック	基本項目				
		だれもが利用できる適切な大きさのE Vを設置する。建築物の用途や規模に応じて、だれもが短い時間で利用できるよう複数台の設置を考慮する。	○	○		
		E Vのかご内は、車椅子使用者が回転することができる空間を確保する。	○	○	かご奥行135cm以上 かご幅140cm以上 若しくは160cm以上	
		EVホールは、車椅子使用者が回転することができる十分な空間を確保する。	○	○	幅及び奥行 150cm以上 転落防止策	幅及び奥行 150cm以上
	チェック	検討項目				
		E Vは、主要な出入口からだれもが容易に確認できる位置に設置する。	-	-		
誘導		通行や呼び出しボタンの操作の支障とならない位置に、エレベーターを座って待てるベンチの設置を考慮する。	-	-		
		待機場所から移動せずに乗れるE Vを選択できるように、群管理されるE Vのうち所定のE V（基本的には1台）のみに連動する専用呼び出しボタンを当該E Vの横に設置する。	-	-		
	チェック	検討項目				
	視覚障害者誘導用ブロックをE Vまで敷設する場合は、最も近い位置のE Vまで誘導するように敷設し、乗降ボタンや触知図まで適切に誘導する。	-	-			
	目的階が容易に確認できるよう、E Vホール及びかご内にわかりやすく施設内案内板等の案内表示を設置する。	-	-			
E V かご内の機能	チェック	基本項目				
		E Vの到着、昇降方向、次に到着予定のE Vを分かりやすく表示し、音声装置も設置する。	○	○	昇降方向の 表示及び 音声案内	昇降方向の 表示
	チェック	基本項目				
		到着階、停止予定階、現在位置表示、昇降方向を分かりやすく表示する。	○	○	到着階、停止予定階、 現在位置表示	
	チェック	検討項目				
		到着、昇降方向、出入口の戸の開閉を音声装置で誘導する。	○	-	音声案内	
		やむを得ず車椅子が回転できる広さを確保できない場合は車椅子使用者が後ろ向きで降りるための鏡を設置する。	-	-		
		鏡は、車椅子使用者が確認できる高さで扉の正面に設置する。	-	-		
		乗降中身体を支持する手すりの設置を考慮する。	-	-		
		過負荷、非常時は音声と電光表示等で案内する。また管理室とやり取り可能なモニターの設置など非常時の聴覚障害者への配慮を検討する。	-	-		
	出入口が2方向あるEVは、視覚障害者が出る方向を誤らないよう音声案内を工夫するなどの配慮をする。	-	-			
	かご内の床面は滑りにくい仕上げとし、色は、乗降口と容易に区別できるものとする。	-	-			
	エレベーター用防災キャビネット等を設置する場合は、車椅子使用者の利用に配慮する。	-	-			
操作 ボ タ ン	チェック	基本項目				
		E Vのボタンは、ボタン操作時に音声と光・触感で反応する等、ボタン操作への応答が視覚・聴覚・触覚で分かるものとする。また、直感でわかるなど、ピクトサインも配慮する。	○	○		
		点字は、左側に表示する。また、階数や昇降方向表示などは、浮きだし文字で表示する。	○	○		
	チェック	検討項目				
		同一建物内のE Vの操作盤等のボタン配置は、統一する。	-	-		
	操作盤やインターホンの位置・高さは、車椅子使用者や子どもが利用でき、視覚障害者が位置を確認しやすい範囲内に設置する。	-	-			
	車椅子使用者用のE Vについては、玄関等から最も近い位置に設置し、専用呼び出しボタンを設置する。	-	-			
扉	チェック	基本項目				
		E Vの扉は十分な有効幅を確保する。	○	○	出入口幅80cm以上 若しくは90cm以上	
	チェック	検討項目				
		「閉」の衝突防止センサーは、どのような姿勢でも身体や荷物などのすべての部分が安全に通過できるように、設置間隔を細かく、範囲を広く設置する。	-	-		
		閉開のスピードは「閉」をゆっくりとする。	-	-		
	扉の開時間の長さについて考慮する。	-	-			
	乗降時の見通しや安全を確保するため、扉にガラス窓を設けることを考慮する。	-	-			

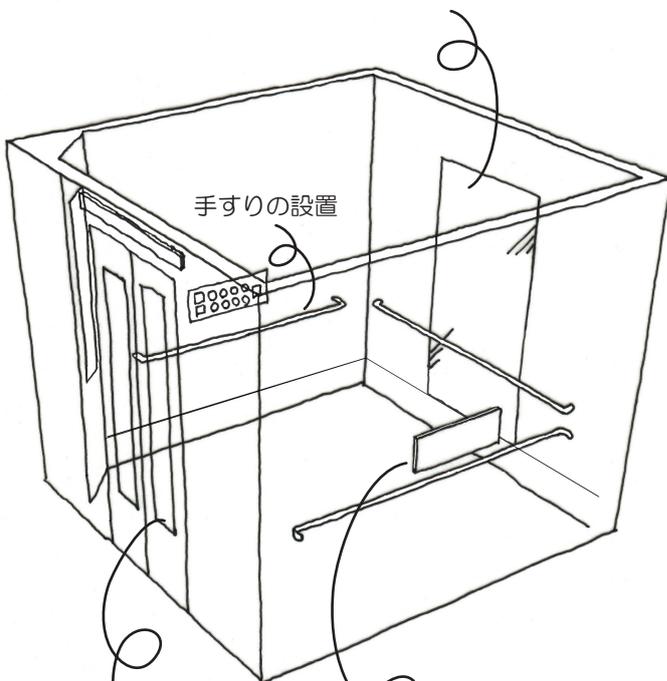
【イメージ図】

エレベーターホール



カゴの機能

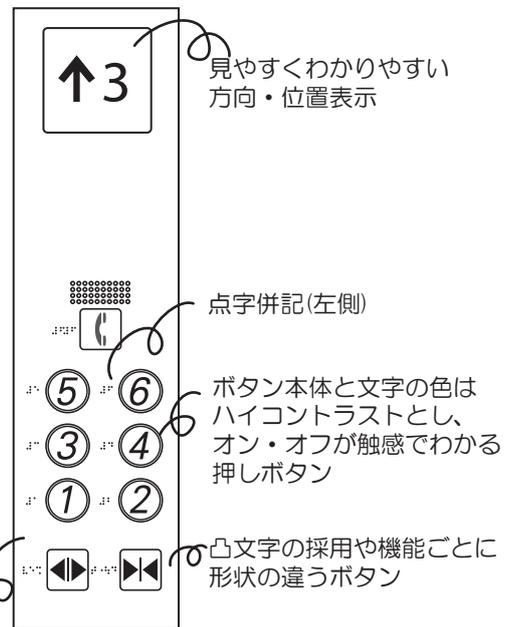
車いすの人が使いやすい、足元まで見える鏡を扉の正面に設置



見通しのきく大きなガラス窓

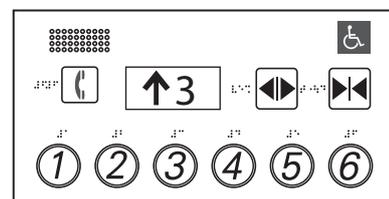
同一建物内のエレベーターの操作盤等のボタン配置や設置高さを統一する(車いす・子どもの使用も考慮)

縦型主操作盤の例



ボタン操作時に音声と光で反応する等、ボタン操作への応答が視覚と聴覚で分かるもの

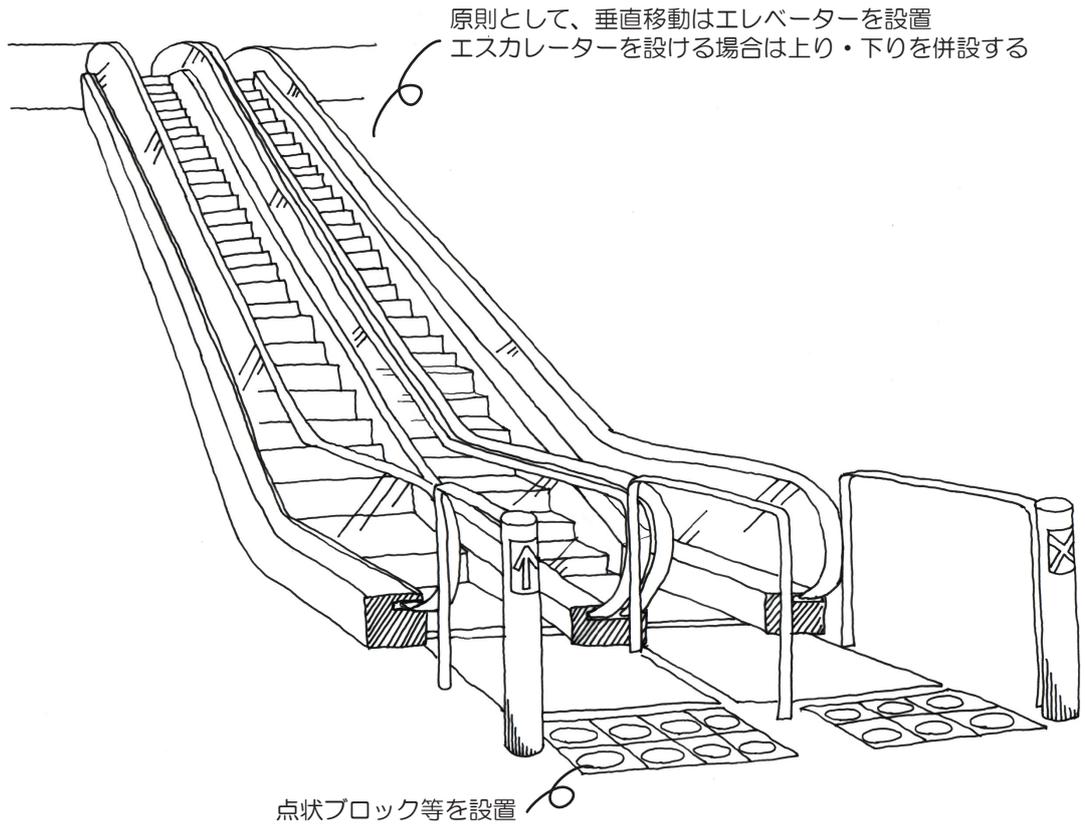
横型主操作盤の例



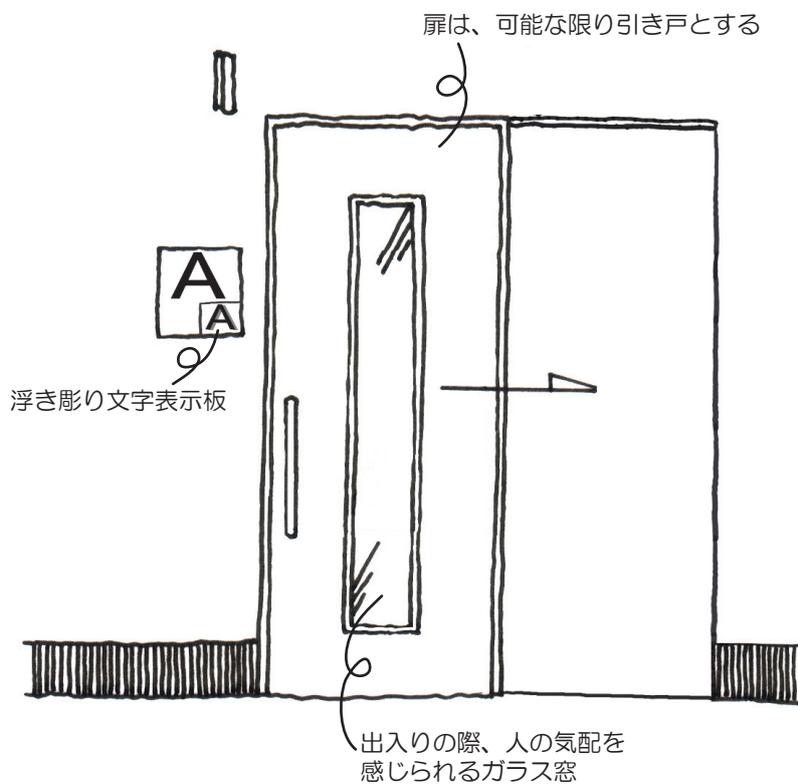
1- (2) 移動空間【建物内部】		東京都福祉のまちづくり条例整備基準				
⑤ エスカレーター		努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等	
配置・機能	チェック	検 討 項 目				
		原則として、エスカレーターの始まり、終わりに点状ブロック等を設置する。また、各ステップの段鼻と両サイドはコントラストをつけて示す。	-	-		
		移動の頻度の高い上下階の間などに、階段、E Vに加えた選択肢として設置し、輸送力を確保する。	-	-		
		原則として、上り下りを併設する。（やむを得ず、上下のエスカレーターが設置できない場合は、利用者の安全性を考慮し下りに設定するのが望ましい）	-	-		
⑥ 各室出入口		東京都福祉のまちづくり条例整備基準				
扉	チェック	基 本 項 目				
		扉の有効幅にゆとりを持たせる。	○	○	幅85cm以上 地上出入口	
		窓口業務室の出入口など、不特定かつ多数の人が使用する出入口は自動扉（引き戸）とし、段差は設けない。	○	○		
	チェック	検 討 項 目				
		その他の扉についても、可能な限り、引き戸とすることが望ましい。	-	-		
		出入りの多い扉などは、扉の向こうの様子が分かるように配慮する。	-	-		
		開き戸とする場合は、把手をプッシュハンドルやレバーハンドルとする。	-	-		
		開き戸とする場合は、通行の障害にならないよう配慮する。	-	-		
施錠	チェック	検 討 項 目				
		開閉方法がわかりやすく、容易に開閉して、安全に通過できる構造とする。	-	-		
		鍵の設置高さや施錠開錠方法に配慮する。	-	-		
2 行為空間		東京都福祉のまちづくり条例整備基準				
① 観覧席・客席		努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等	
配置	チェック	基 本 項 目				
		観覧席・客席は、車椅子使用者が利用できる客席を適切に設置する。	○	○	200度以下 1/50席 200度超える 1/100+2席	
		文字情報・音声情報・集団補聴設備を設置し、聴覚障害者や視覚障害者、高齢者などに配慮する。	○	○		
	チェック	検 討 項 目				
		車椅子使用者用観覧席・客席や集団補聴設備は垂直分散、水平分散により車椅子使用者や聴覚障害者も様々な場所で観戦できる計画を検討する。	-	-		
		車椅子使用者用観覧席・客席は、建物出入口から容易に到達できる場所に設置する。	-	-		
		車椅子使用者用観覧席・客席の高さは、前の席の観客が立ち上がってもサイトラインを確保できるよう高さを配慮する。前面に設ける手すりの高さは、サイトラインに充分配慮する。	○	-		
		車椅子使用者用観覧席・客席は、同伴する方と一緒に観覧できるよう配置を工夫する。	-	-		
		車椅子使用者用観覧席・客席の一部に電動車椅子充電用コンセントを設置する。	-	-		
		車椅子使用者用観覧席・客席以外にも、歩行困難な方や補助犬連れの方等、配慮が必要な方向けに席周りを広げる等のアメニティを付加した席の設置を検討する。	-	-		
	大型映像装置を設置する場合は様々な方向から見える位置に設置し、特に集団補聴設備を有する観覧席・客席から見やすい位置にするなど聴覚障害者への配慮をする。	-	-			
	視覚障害者への配慮として通路の手すりや座席背もたれに座席番号の点字を設置することを検討する。	-	-			

【イメージ図】

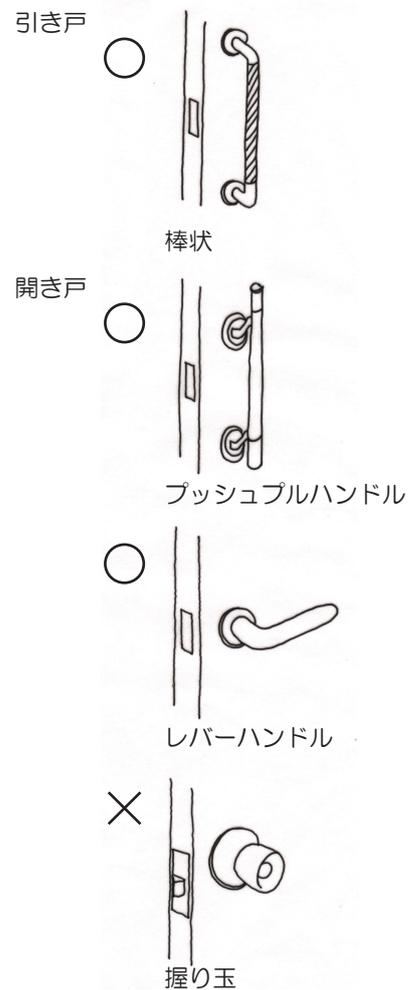
エスカレーター



各室出入口



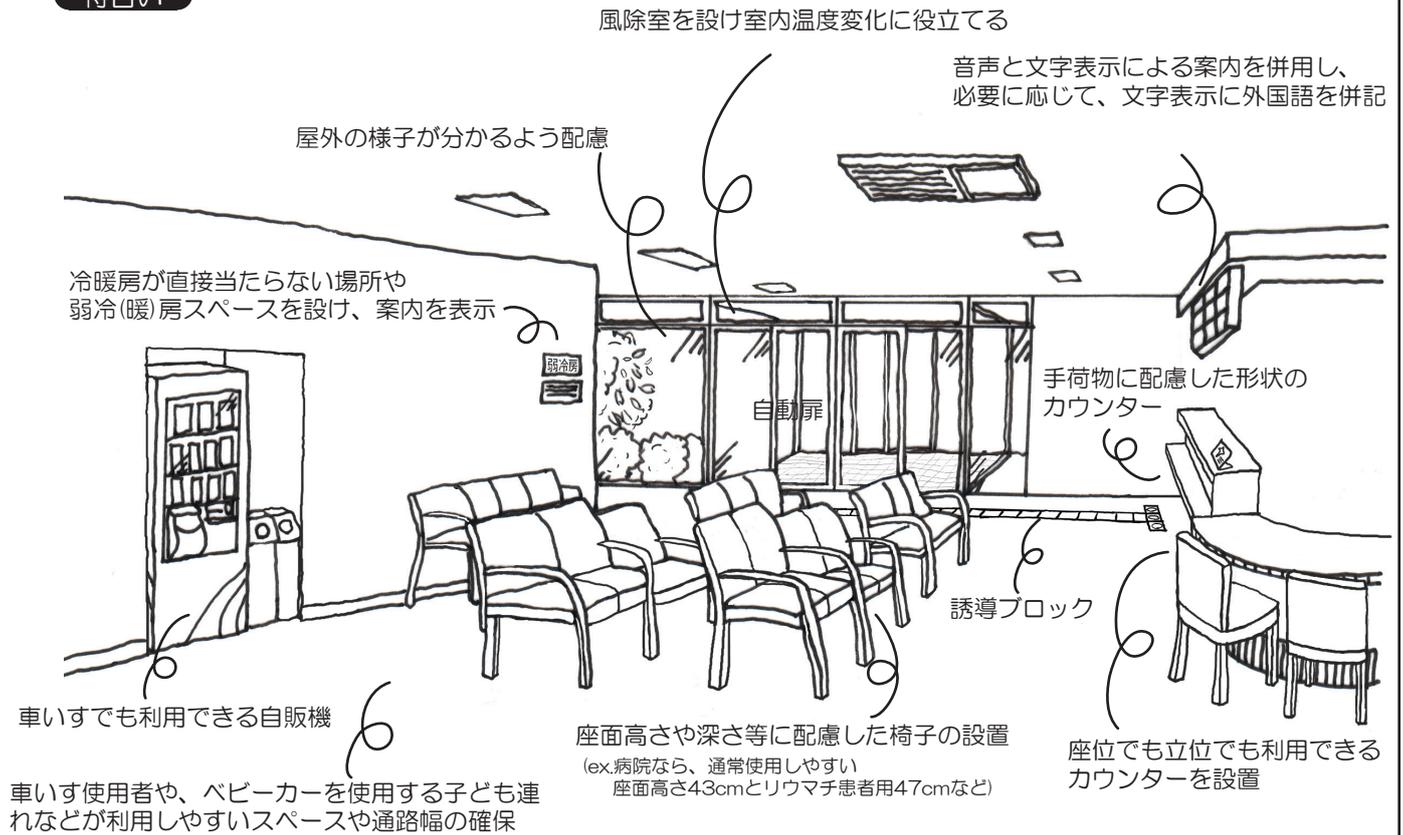
使いやすい把手の例



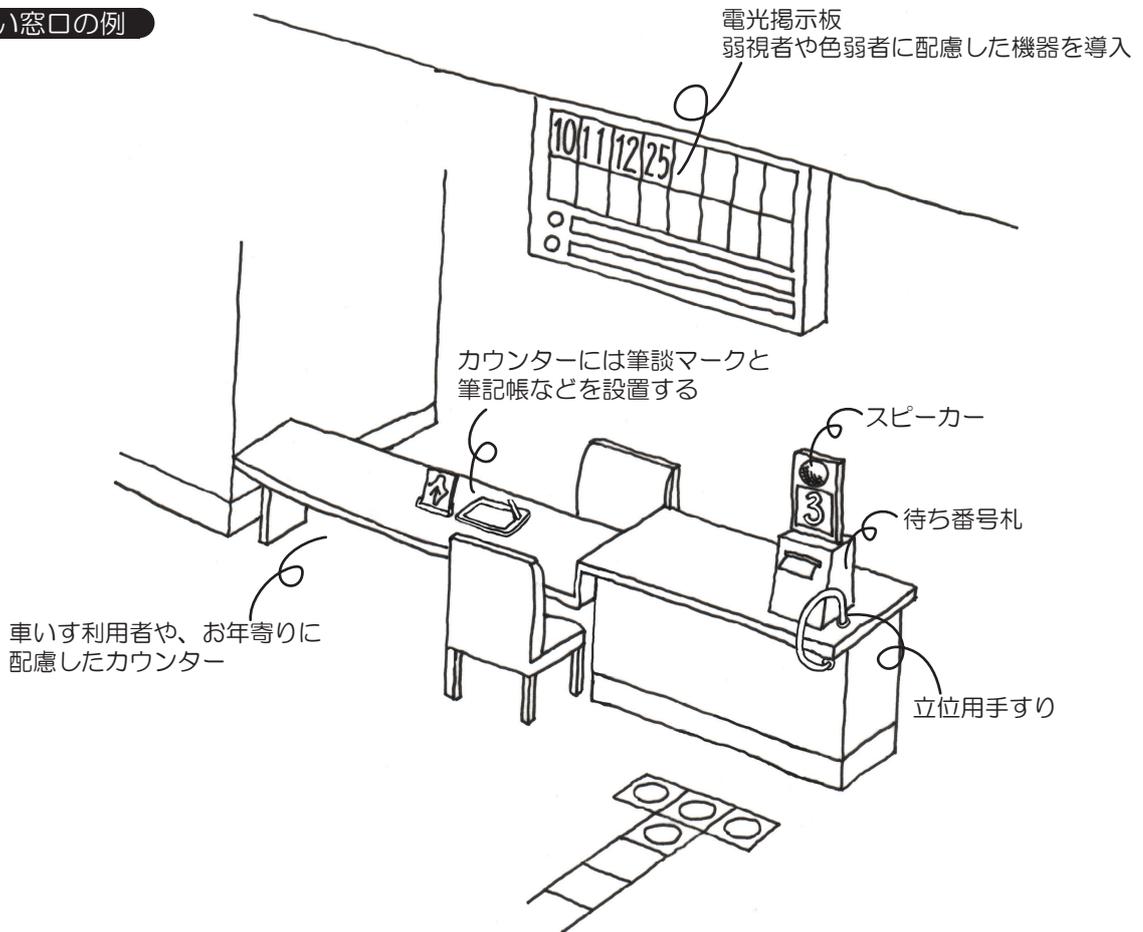
2 行為空間		東京都福祉のまちづくり条例整備基準			
② 待合		努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
扉	チェック	検 討 項 目			
		扉の向こう側の様子が分かるよう配慮する。	-	-	
		利用者数に応じた十分な幅を確保する。	-	-	
待合	チェック	検 討 項 目			
		出入口、窓口との間の出入りを考慮したレイアウトが可能なスペースを確保する。	-	-	
		車椅子使用者やベビーカーを使用する子ども連れなどが利用しやすいスペースや通路幅の確保に配慮する。	-	-	
③ 窓口					
配置	チェック	検 討 項 目			
		業務内容に応じて、座位（車椅子使用者の利用を含む。）のものを設置又は座位と立位のものを併設する。	-	-	
		音声と文字表示による案内を併用する。必要に応じて、文字表示に外国語を併記する。	-	-	
		赤い光の電光表示は、弱視者や色弱者には見えにくいことがあるため、色相に配慮している機器を導入する。	-	-	
④ 執務室・会議室					
配置	チェック	検 討 項 目			
		有効幅にゆとりをもたせ、容易に開閉して安全に通過できる構造とする。	-	-	
		職員の身体能力に合わせてレイアウトの変更が可能なように、フレキシビリティを確保する。	-	-	
		扉に窓を設置し、出入口における衝突防止に配慮する。	-	-	
⑤ 宿泊施設の客室					
規模・計画	チェック	基 本 項 目			
		宿泊施設には、車椅子使用者が利用できる客室を適切に配置する。	○	○	200室以下 1/50室 200室超える 1/100+2室
	チェック	検 討 項 目			
		車椅子使用者が利用できる客室は、施設内の利用しやすい位置に配置する。	-	-	
		車椅子使用者が利用できる客室は他の客室と同じようなデザインとなるよう工夫する。	-	-	
		施設利用者が移動する経路の床面には段差を設けない。	-	-	
機能	チェック	基 本 項 目			
		車椅子使用者用客室には、車椅子で使用できるトイレを設置する。（車椅子が回転できる空間・腰掛け便座・手すりなど）	○	○	
		車椅子使用者用客室には、車椅子で使用できる浴室を設置する。（車椅子が回転できる空間・浴槽・シャワー・手すりなどの位置や高さ）	○	○	
	チェック	検 討 項 目			
		客室内は、車椅子が通行できる広さとし、ベッドの側面の空間も（ベッド移乗）確保する。	-	-	
		客室内の棚・コンセント・スイッチは、車椅子使用者が利用しやすい、位置・高さとする。	-	-	
		ベッド脇のテーブルには、車椅子のフットサポート等の先端がぶつからないスペースを設ける。それ以外のテーブルには、ひざ下部分がぶつからないスペースを設ける。	-	-	
		窓やカーテン等は、車椅子使用者も開閉できる高さで操作できるようにする。	-	-	
床	チェック	検 討 項 目			
		和室を除き、床面には段差を設けない。毛足の長いじゅうたんは避けること。	-	-	
		車椅子使用者用トイレや浴室は、水に濡れても滑りにくい仕上げとする。	○	-	
扉	チェック	基 本 項 目			
		車椅子使用者用トイレや浴室の出入口は、自動開閉できる戸や引き戸等とし、有効幅にゆとりを持たせる。	○	○	便所出入口 80cm以上
		客室出入口は、有効幅にゆとりを持たせる。	○	○	80cm以上
	チェック	検 討 項 目			
		ドアスコープは車椅子使用者の見やすい位置にも設置する。または、ドアの外部を確認するモニターを設ける。	-	-	

【イメージ図】

待合い



使いやすい窓口の例



2 行為空間					
⑥ トイレ				東京都福祉のまちづくり条例整備基準	
- 1 トイレ【全体計画】				努力 遵守 努力 寸法等 遵守 寸法等	
配置・計画	チェック	基本項目			
		車椅子使用者用便房や男女共用便房はその他のトイレと隣接して設置する。	○	○	1以上（男女区別がある場合はそれぞれ1以上）
	チェック	検討項目			
		車椅子使用者用便房、男女共用便房、個別機能（オストメイト用設備、乳幼児用設備等）を備えた便房をバランスよく配置し、トイレの多機能化を図る。また、車椅子使用者用便房に利用が集中しないよう、機能の分散に配慮する。	-	-	
		建物入口や窓口、業務室、待合、事務室などから便利な位置、分かりやすい位置に配置する。	-	-	
		介助者が異性である場合を考慮した配置計画とする。	-	-	
		閉庁時にも使用可能なトイレについては、守衛室の隣とするなど防犯に考慮する。	-	-	
		同一建築物内のトイレは、男女別配置や、洗浄ボタン、紙巻器等の位置や操作方法を統一し、同じ配置、同じ部品とする。	-	-	
		紙巻器・洗浄ボタン・緊急呼び出しボタンは、逆L字の配置とする。JIS S0026の配列に則ることが望ましい。	-	-	
		清潔感のある色彩を使用して、心地よい空間づくりを行う。	-	-	
出入口	チェック	基本項目			
		出入口の有効幅にゆとりをもたせる。	○	○	幅85cm以上
床面	チェック	基本項目			
		床面には、高齢者、障害者等の通行の支障になる段差を設けない。	○	○	
扉	チェック	検討項目			
		出入口の開閉時に、手や衣服などが戸に挟まれたり、戸と戸袋の隙間に入り込むことがないようにする。 ・戸と枠に接する面積を小さくするために戸の縁を丸くするなどの工夫をする。 ・衝撃を和らげるため、ゴムなどの緩衝剤を設けるなどの工夫をする。 ・戸と戸袋の隙間に柔らかい材料を設置することで、指や衣服が引き込まれるのを防ぐ工夫をする。	-	-	
機能	チェック	検討項目			
		紙巻器、洗浄ボタン、緊急呼び出しボタン等は、操作方法がわかりやすく、操作しやすいものとし、便座及び車椅子に座ったまま手の届く範囲に設置する。	-	-	
		だれもが心地よく利用できるよう、鏡の配置や設置方法に配慮する。	-	-	
		手荷物置き場の位置・高さに配慮する。			
		聴覚障害者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設ける。光の色は「光警報装置の設置に係るガイドライン」に基づき原則白色光とする。	-	-	
サイン表示	チェック	基本項目			
		各便房の出入口には便房内の設備及び機能（オストメイト用設備、ベビーチェアなど）を表示する。	○	○	
	チェック	検討項目			
		トイレの案内板等は利用者が分かりやすい位置に設けるとともに、適切に配置する。総合案内板にトイレの男女の別・トイレ内の機能を表示する。	-	-	
	サインは男女の別、トイレ内の機能等をわかりやすく表示する。視覚障害者が男性用と女性用のトイレを間違えることが無いよう、音声案内は男女の別がわかりやすいよう配慮した内容とする。	-	-		
	トイレの出入口位置を知らせるための視覚障害者誘導用ブロックを適切に配置し、音声や点字により男女別位置等を案内する。	-	-		
	洗浄ボタンと非常ボタンは、形状及び色彩により、視覚的にも触覚的にも容易に区別がつくものとする。	-	-		

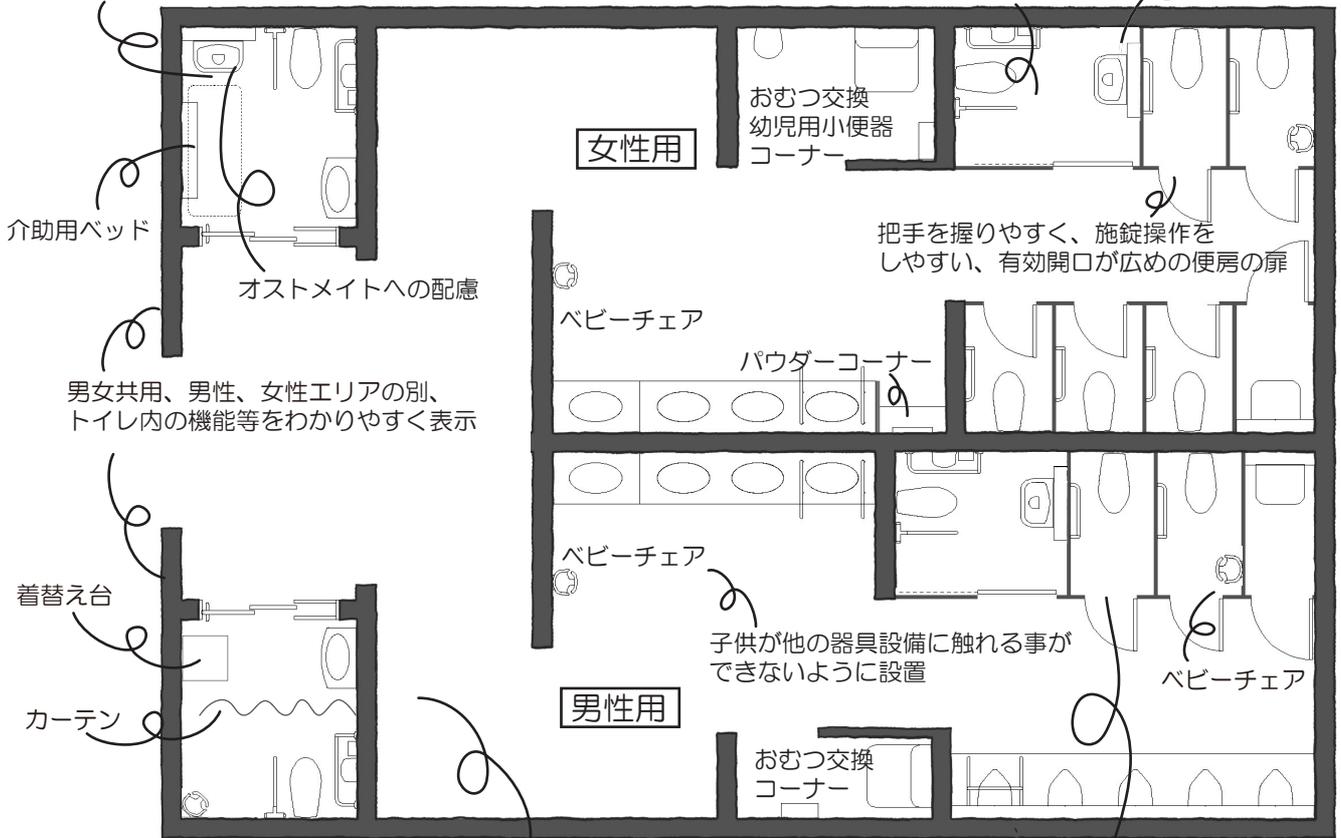
【イメージ図】

多機能分散型トイレの例

男女共用の車椅子使用者用便房は、左右勝手違いに配慮し、介助者が異性である場合を考慮した配置計画とする。

広めのブースを適宜設け、車いす使用者、ベビーカーを使用する子ども連れ、身体障害者補助犬同伴者などの利用に配慮

オストメイトへの配慮



介助用ベッド

オストメイトへの配慮

男女共用、男性、女性エリアの別、トイレ内の機能等をわかりやすく表示

着替え台

カーテン

女性用

おむつ交換
幼児用小便器
コーナー

把手を握りやすく、施錠操作をしやすい、有効開口が広めの便房の扉

ベビーチェア

パウダーコーナー

ベビーチェア

子供が他の器具設備に触れる事ができないように設置

男性用

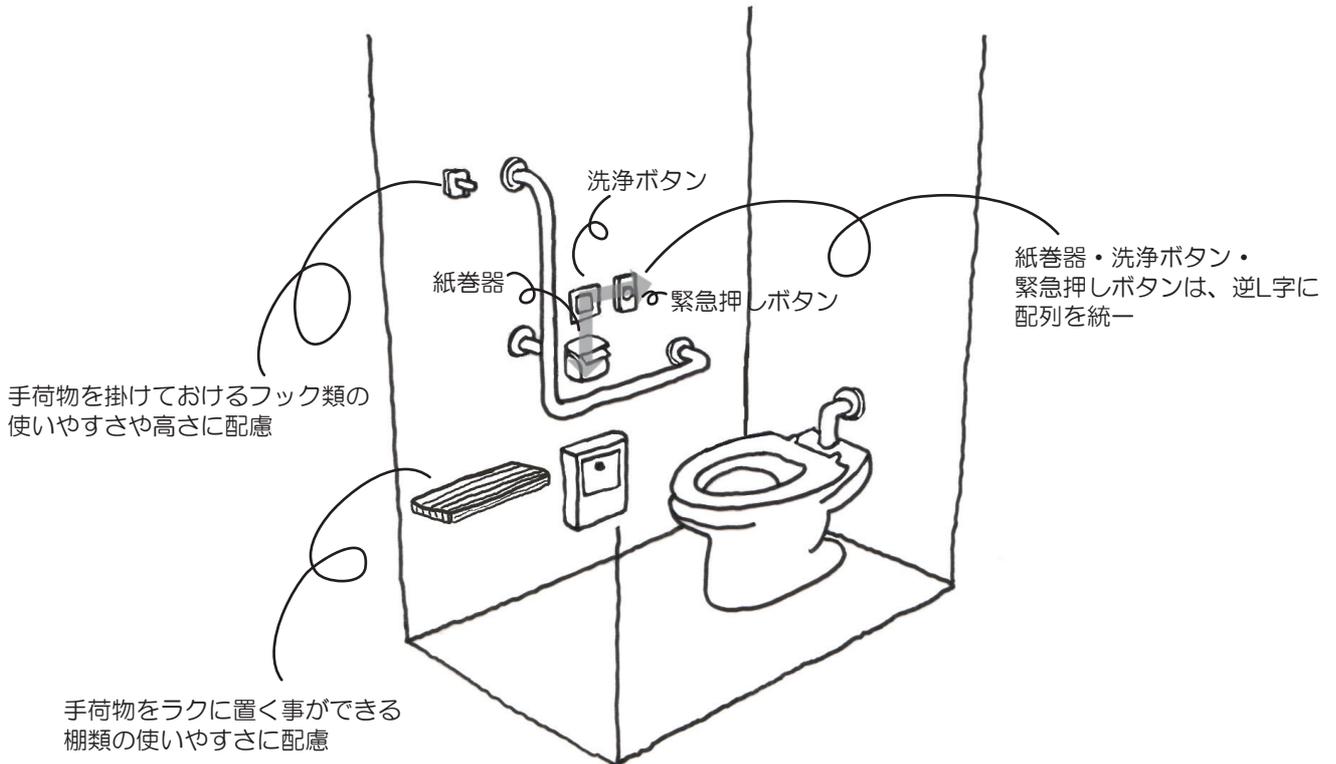
おむつ交換
コーナー

ベビーチェア

床面には、高齢者、障害者等の通行の支障になる段差を設けない。滑りにくく、転倒してもけがをしにくい仕上げとし、清掃のしやすさに配慮

扉の形状により、便房機能のサインが見えない場合は突き出しサインなどで配慮

一般便房の例



手荷物を掛けておけるフック類の使いやすさや高さ

手荷物をラクに置く事ができる棚類の使いやすさに配慮

洗浄ボタン

紙巻器

緊急押しボタン

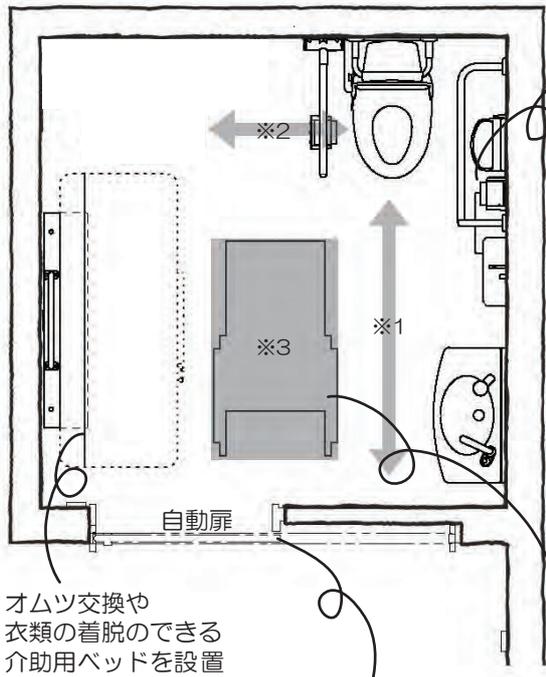
紙巻器・洗浄ボタン・緊急押しボタンは、逆L字に配列を統一

2 行為空間					
⑥ トイレ				東京都福祉のまちづくり条例整備基準	
- 2 トイレ【車椅子使用者用便房、男女共用便房】				努力 遵守 努力 寸法等 遵守 寸法等	
配置・扉	チェック	基本項目			
		車椅子使用者用便房を設ける。	○	○	1以上（男女区別がある場合はそれぞれ1以上）
		扉は開閉ボタン付の自動扉（引き戸）又は引き戸とする。	○	○	
	チェック	検討項目			
		車椅子使用者用便房に設置する機能や数は、建物の用途や敷地周辺の整備状況を考慮し、過度に利用集中することが無いよう機能分散を図る。	-	-	
		性別を気にせず使える男女共用の便房を、車椅子使用者用便房とは別に設置することを検討する。設置にあたっては、男女とも抵抗なく使える配置とし、広めのスペースの確保、前室を確保するなどして廊下等からの視線に配慮する。	-	-	
	扉の取っ手や鍵、自動扉の開閉ボタン等は、車椅子に座ったままでも操作しやすい位置に設置し、操作が容易なものとする。	-	-		
機能	チェック	基本項目			
		車椅子での使用、介助者の同伴等が可能ないように、十分なスペースの確保、寸法、レイアウト等に配慮する。	○	○	
		便器は腰掛け式とし、手すり、緊急通報用の呼出ボタン、洗面器を設置する。	○	○	
	チェック	検討項目			
		車椅子使用者用便房内にはオムツ交換や衣類の着脱などのため、大人が横になることができる介助用ベッドを車椅子使用者の利用に支障がないように配置を工夫して設ける。	-	-	
		介助用ベッドの設置ができない場合は、独立した部屋など代替施設を設ける。それが難しい場合は、施設管理者によるソフト面で対応されることの確認を行う。	-	-	
		車椅子使用者は、便座に移乗せずに利用する人もいるので、洗浄ボタンや紙巻器などを適切に配置する。	-	-	
		便器の背もたれ、手荷物棚、便器から手の届く手洗い器、大きめの汚物入れなどの設置を考慮する。	-	-	
		車椅子使用者用便房、男女共用便房では、介助者がトイレを一時退出する際に、トイレの外から利用者が見えることのないよう、戸の内側にカーテンを設置するなど配慮する。	-	-	
		複数の車椅子使用者用便房を設置する場合は、左右の勝手、付加機能のバリエーション等に配慮する。	-	-	
	鏡は、縦長の鏡を設置する。	-	-		
	洗浄ボタンの基本はボタン式とする。感知式等を設ける場合は、ボタン式を併設する。	-	-		
サイン	チェック	基本項目			
		出入口には、便房内の設備及び機能を表示する。	○	○	
チェック	検討項目				
	男女共用便房は様々な利用者に配慮し、名称を表記せずピクトグラムのみで表示することが望ましい。	-	-		
- 3 トイレ【個別機能を有する便房、その他】					
配置・扉	チェック	基本項目			
		オストメイト用に、汚物流し、サーモスタットシャワー水栓、フックなどの設置を考慮する。	○	○	1以上
	チェック	検討項目			
	広めのブースを適宜設け、車椅子使用者、ベビーカーを使用する子ども連れなどの利用に配慮する。	-	-		
	広めのブースの扉は、有効幅にゆとりをもち、引き戸又は外開きとする。	-	-		
機能	チェック	基本項目			
		小便器は、子どもから大人まで利用できるように、床置き式又は低リフトタイプを設け、自動洗浄を基本とする。	○	○	受け口高さ35cm以下の小便器を1以上
		小便器の手すりは、姿勢を安定させることができるよう、小便器の上端手前部分と手すりの中心位置を合わせて設置する。	○	○	1以上
		保護者が乳幼児から目を離さずに利用できるよう、対面した位置に高さを考慮の上、ベビチェアや、ベビベッドを設置する。	○	○	1以上
	チェック	検討項目			
		大便器は腰掛け式とし、手すりを設置する。	-	-	
	手荷物を置く棚、杖や傘等をかけるくぼみまたはフックを設置する。	-	-		
	小便器は入口に近いものに手すりを設置する。	-	-		

【イメージ図】

車椅子使用者用便房の例

- ・ライニング等を除いた有効内法寸法で200cm×200cm以上（220cm×220cm程度）
- ・便房内に直径180cm以上の回転スペース



手荷物棚、便器から手の届く手洗器、大きめの汚物入れなどの設置



規定寸法にとられず車椅子の回転スペースを確保
また、介助者のスペースも考慮

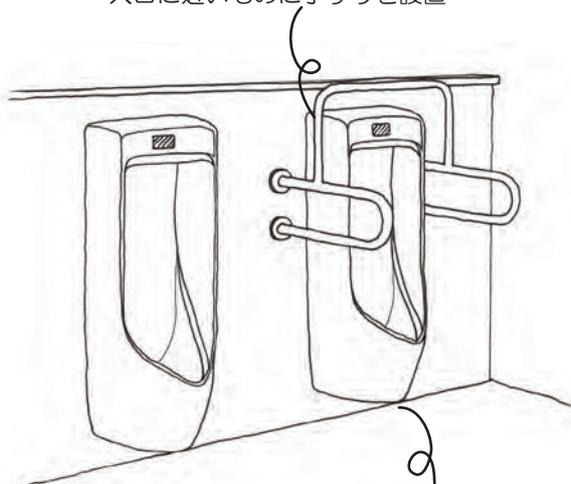
傾斜鏡ではなく縦長でだれでも見やすい鏡を設置

出入口には便房内の機能を示すピクトグラムを表示する

- ※1 便器前方必要スペース：1200mm程度
- ※2 便器側方必要スペース：700mm程度
- ※3 シート使用时車椅子待機スペース：700mm×1200mm程度必要

小便器設置の例

入口に近いものに手すりを設置



自動洗浄を基本とし、床置き式又は、低リップタイプを設置

一般トイレ洗面の例

レバー式、光感知式など、使いやすい水栓

子どもから大人まで使えるたて長の鏡を設置



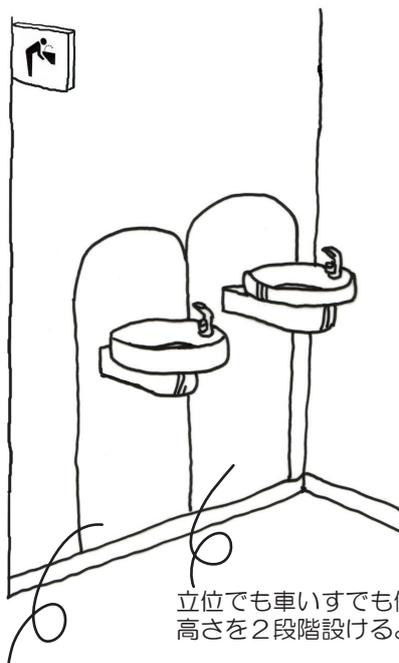
手すりの設置など、寄りかかりに配慮

洗面台スペースの下部を開放して車いす使用者にも配慮

2 行為空間					
⑥ トイレ		東京都福祉のまちづくり条例整備基準			
-4 洗面カウンター		努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
機能	チェック	検 討 項 目			
		高さは、立位でも車椅子でも利用できるように設定する。複数ある場合は高さの選択肢を設ける。	-	-	
		洗面カウンター下部を開放として、車椅子使用者のひざが入るよう考慮する。	-	-	
		水栓は、レバー式、光感知式など、使用しやすいものとする。	-	-	
		手すりを設置するなど、寄りかかることができるように配慮する。	-	-	
		鏡は、縦長の鏡を設置し、子ども、車椅子使用者から大人まで、映るよう配慮する。	-	-	
	手荷物置き場の高さに配慮する。	-	-		
⑦ 水飲み器					
配置・機能	チェック	検 討 項 目			
		わかりやすく、通行の支障にならない位置に設置する。	-	-	
		立位でも車椅子でも使用できるように、高さを2段階設けるなど配慮する。	-	-	
	車椅子使用者が利用できる高さのものには、車椅子使用者のひざの入るスペースの確保に配慮する。	-	-		
⑧ 子育て支援環境					
配置	チェック	基 本 項 目			
		授乳及びおむつ替えのできる場所（以下「子育て支援室」という。）は、男女にかかわらず利用できるようにする。	○	○	1以上
		ベビーチェアやベビーベッドなどを設けたトイレなどの出入口には、その旨を分かりやすく表示する。	○	○	
		トイレ内に、おむつ替えができるようなベビーベッド、ベビーチェアを設置し、また、荷物を設置する。	○	○	
	チェック	検 討 項 目			
		乳幼児を連れた方が長時間滞在する施設等には授乳室を設ける。	-	-	
		母乳による授乳のためのスペースは、間仕切り壁等で仕切るなど、視線を遮る工夫をし、その入口にはその旨を分かりやすく表示する。	-	-	
		イベント会場などでは、利用者のニーズに応じ、子育て支援環境を整える。	-	-	
		子育て支援室の位置を、建築物の案内板に表示する。	-	-	
		支援室は、乳幼児を連れた人が利用しやすい位置に設置する。	-	-	
		子育て支援室には、お湯を供給できるシンクや、哺乳ピンの消毒ができる設備を設置する。	-	-	
	子育て支援室には、おむつ替えのためのベビーベッドを設置し、また、おむつを捨てるためのごみ箱を設置する。	-	-		
	子育て支援室は入口をオープンにし、ベビーカーや車椅子の使用者の出入りが十分な幅とする。	-	-		
	相談等の受付カウンターや申込記入台の横には、ベビーチェアを設置する。	-	-		
機能	チェック	検 討 項 目			
		泣き声に配慮し、適切な位置に設置する。また必要に応じて、防音に配慮する。	-	-	
	授乳の際の手洗いなどができるように、簡単な流しと給湯設備を設置する。	-	-		
⑨ 湯沸室					
配置・機能	チェック	検 討 項 目			
		高さは、立位でも車椅子でも利用できる高さに設定する。	-	-	
		流し台下部スペースを開放として、車椅子使用者のひざが入るよう考慮する。	-	-	
	水栓は、柄の長いレバー式など手が届くように配慮する。	-	-		
⑩ 職員休養スペース					
配置・機能	チェック	検 討 項 目			
		業務内容や体調などに応じて、適切な休養をとれるように、休養スペースの確保を考慮する。	-	-	
	障害者等の利用に配慮する。	-	-		

【イメージ図】

水飲み器



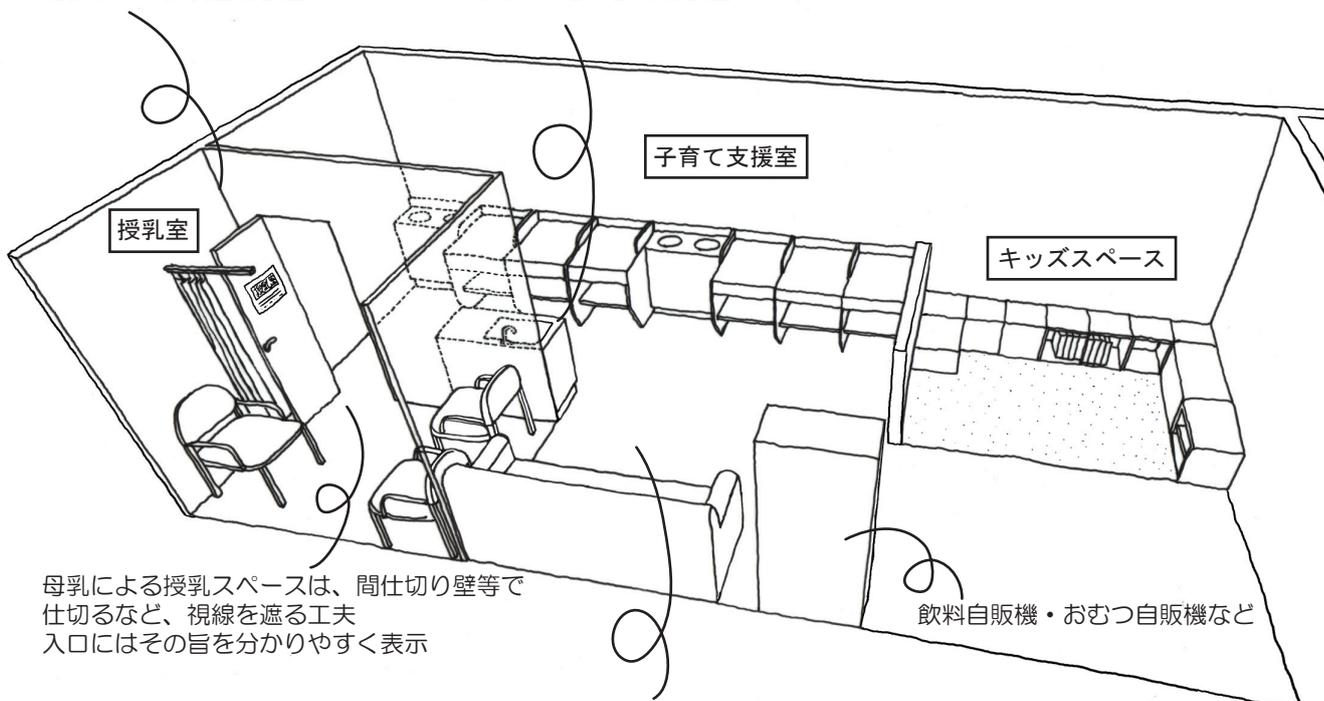
立位でも車いすでも使用できるように、
高さを2段階設けるよう配慮

車いす使用者が利用できる高さのものには、
ひざの入るスペースを確保

子育て支援環境

乳幼児を連れての方が長時間滞在する
施設等には授乳室を設置

お湯の供給シンクや、哺乳ピンの
消毒ができる設備を設置



母乳による授乳スペースは、間仕切り壁等で
仕切るなど、視線を遮る工夫
入口にはその旨を分かりやすく表示

飲料自販機・おむつ自販機など

支援室は、乳幼児を連れての人が利用しやすい位置に設置し、
男女にかかわらず利用可能とする

2 行為空間		東京都福祉のまちづくり条例整備基準				
⑪ 食堂		努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等	
配置・機能	チェック	検 討 項 目				
		出入口は有効幅にゆとりをもたせ、常閉の扉を設置する場合、原則として自動扉（引き戸）とする。	-	-		
		扉の向こうの様子が分かるよう配慮する。	-	-		
		出入口付近に手洗いスペースを設けることを検討する。	-	-		
		カフェテリア形式の場合、カウンターは立位でも車椅子利用者でも利用できる高さとする。	-	-		
		カウンター上面はトレーを持ち上げずに移動できる滑りのよいものにして、レジまで連続させる。	-	-		
	車椅子利用者や移動速度の異なる利用者等を考慮して、通路部や客席部はゆとりあるスペースを確保する。	-	-			
⑫ 浴室・シャワー室						
配置・床	チェック	基 本 項 目				
		出入口は、有効幅にゆとりを持たせ、段差を設けない。	○	○	幅 8 5 cm以上	
		浴室・シャワー室・脱衣室等は車椅子利用者用が円滑に利用できるスペースを確保する。	○	○	1以上	
	床面は滑りにくい仕上げとする。	○	○			
扉	チェック	検 討 項 目				
		扉は、車椅子利用者等が操作しやすいものにする。車椅子が濡れないように必要に応じてカーテンの設置を検討する。	-	-		
機能	チェック	基 本 項 目				
		水回りに使用する手すりの設置場所・位置は特に配慮し、転倒防止に努めることとする。	○	○		
	チェック	検 討 項 目				
		水栓金具の設置位置・高さに配慮する。	-	-		
		水栓金具は、サーモスタットのついたレバー式や押しボタン式等にし、簡単に操作できるものとする。	-	-		
		シャワーは、ハンドシャワーとし、シャワーヘッドは、垂直方向にスライド調節できるか、二段式を設置する。	-	-		
		転倒等に備え、緊急押しボタンや紐を洗い場や浴槽から手の届く範囲に設置する。	-	-		
	浴槽の深さに配慮する。	-	-			
	聴覚障害者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設ける。光の色は「光警報装置の設置に係るガイドライン」に基づき原則白色光とする。	-	-			
⑬ スイッチ・コンセント						
位置・高さ・機能	チェック	検 討 項 目				
		立位でも車椅子利用者でも届く高さ、位置に設置する。	-	-		
		同種のスイッチ、コンセント等の設置高さ、位置等は、建物内で統一する。	-	-		
		スイッチについては、操作しやすい大きさ、形状とする。	-	-		
	操作方法やオン・オフの状態が分かりやすいものとする。	-	-			
⑭ その他の行為空間						
配置・機能	チェック	検 討 項 目				
		一人で利用する可能性がある部屋では、急に具合が悪くなる場合を考慮し緊急呼び出しボタンの設置を検討する。	-	-		
		精神障害者は急に体調が悪くなり、横になりたいという希望があるため、救護室とは別にカムダウン・クールダウン室の設置を検討する。	-	-		
		更衣室・浴室等、性別を分けて使用する室を設ける際は、性別を気にせず使える男女共用の室を検討する。設置にあたっては、広めのスペースの確保、前室を確保するなどして廊下等からの視線に配慮する。	-	-		
	外国人の利用が見込まれる施設では、礼拝室の設置を検討する。設置にあたっては、対象を特定の宗教に限定しない、手足を清める洗い場を設置する、男女の利用を分けることなどを原則とする。	-	-			

【イメージ図】

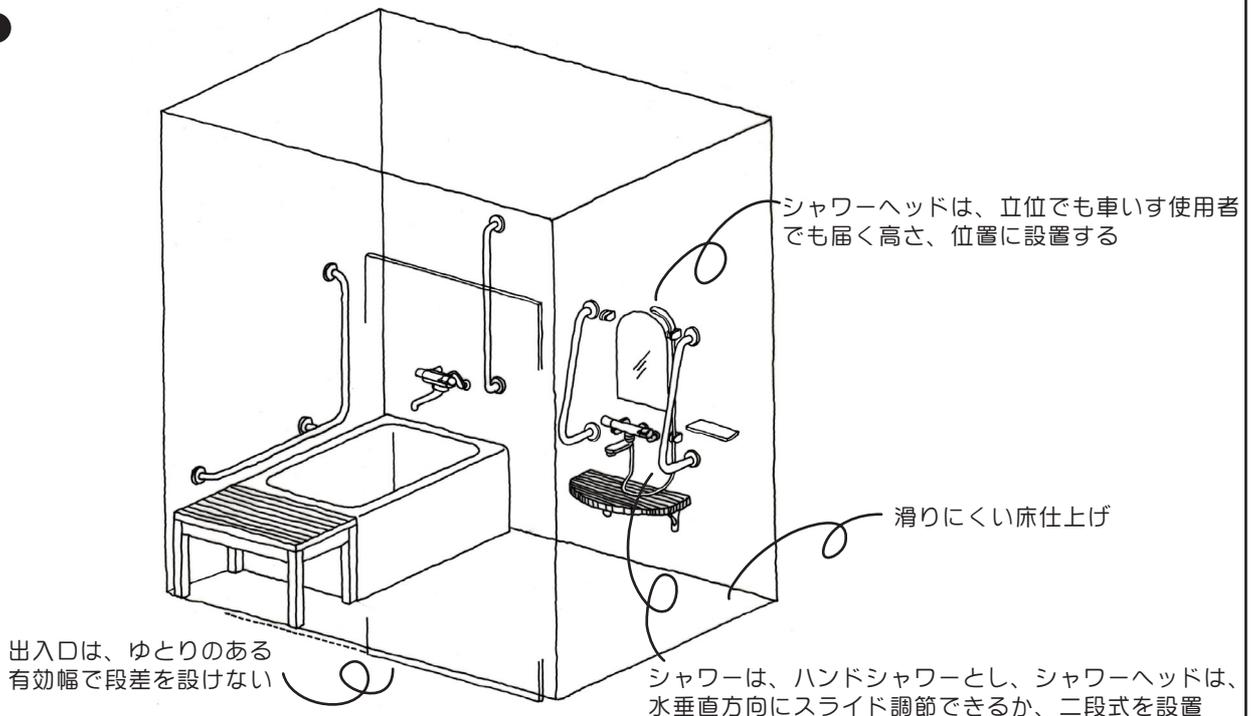
スイッチ



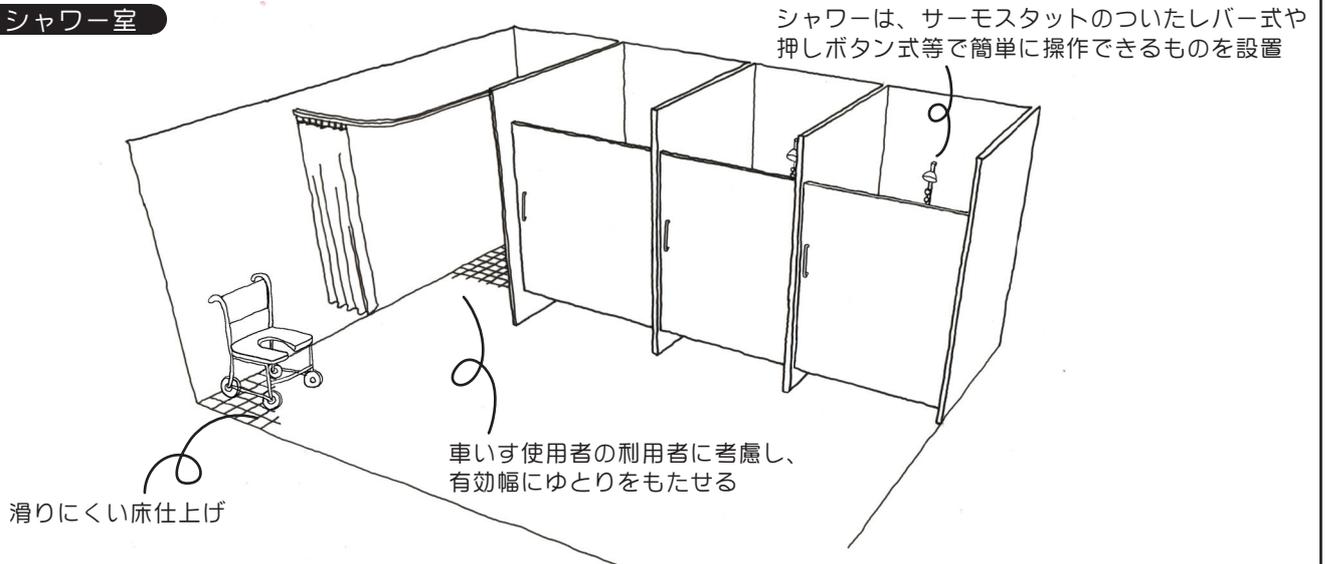
触知板は1450mm程度 (高いと、探せないこともある)
 スイッチ1000mm程度 (だれでも使いやすい高さ)
 コンセント400mm程度 (低いと、高齢者や車いす使用者には使いづらい)

子供から大人、車いす使用者、弱視者など、だれでも使いやすい高さに設置

浴室



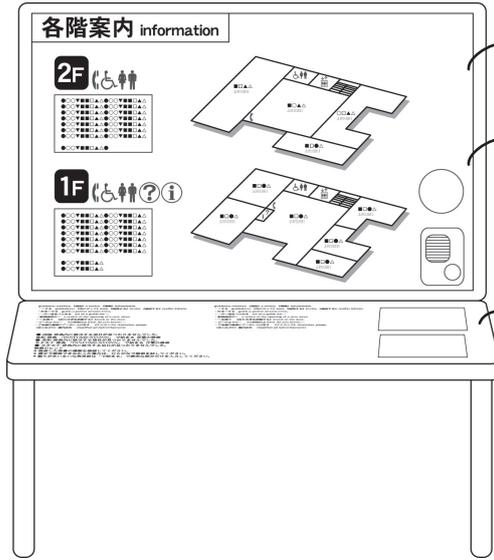
シャワー室



3 情報		東京都福祉のまちづくり条例整備基準			
① 視覚情報		努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
配置	チェック	基本項目			
		敷地内や玄関から目的の場所までの経路上のわかりやすい要所(EV・トイレ・駐車場等)に、目的の場所や方向が確認できるよう、案内板やサインを設置する。			
	チェック	検討項目			
		玄関ホールに総合案内板、E Vホールに各階案内板の設置等を行う。施設内の各案内板・サインはデザインの方向性を統一する。			
サイン		誰にでもわかるように、文字・ピクトと色分けによる経路やゾーンの表示などに配慮する。			
		案内図の向きは見る人の体の向きと合わせ、アイヌ図等の立体感を強調したものや各階を重ねたものはわかりづらくなる傾向があるため原則平面的な図を使用する。			
	チェック	検討項目			
		遠くからでも認識しやすいように、サインの大きさ、文字や図と地の部分の色のコントラスト(明度差、色相差、彩度差)などを考慮する。			
高さ等		サインが見やすい照明計画とする。			
		ピクトサインだけでなく、施設の利用状況を想定し、多言語環境の整備及びICT機器(デジタルサイネージ、QRコード等)の設置を検討する。			
	チェック	基本項目			
		見る位置を想定し、立位でも車椅子からでも見やすい高さ、位置に、適切な大きさのものを設置する。			
案内方法	チェック	検討項目			
		移動経路に突き出して設置するものは、通行上の安全性にも考慮する。			
	チェック	基本項目			
		J I S規格等があるものは、これを採用する。			
色の選択	チェック	検討項目			
		子どもや外国人にもわかるように、ふり仮名や外国語を併記を考慮する。その場合、遠くからでも見やすいように文字の大きさに配慮する。			
		窓口など音声案内が基本の場合なども視覚情報による案内を行う。			
		光等の視覚情報による案内、警報装置等の設置に配慮する。			
		色は、識別が困難な方へ配慮し、文字・ピクトとあわせ、色だけに頼らないサインとする。			
		赤は、濃い赤を使わず、朱色やオレンジを使う。			
		黄色と黄緑は、赤緑色覚障害の人にとっては同じ色に見えるので、なるべく黄色を使い、黄緑色は使わない。			
組み合わせ		暗い緑は、赤や茶色と間違えるので、青みの強い緑を使う。			
		青に近い紫は、青と区別できないので、赤紫を使う。			
		細かい線や小さい時には、黄色や水色を使わない。			
		明るい黄色は、白内障の人にとっては白と混合するので使わない。			
文字の色	チェック	検討項目			
		白黒でコピーしても、内容を識別できるか確認する。			
		暖色系と寒色系、明るい色と暗い色を対比させる。			
	パステル調の色どうしを、組み合わせない。はっきりした色同士か、はっきりした色とパステル調を対比させる。				
	背景と文字の間に、はっきりした明度差をつける。(色相の差ではない。)				
	線の細い明朝体でなく、線の太い書体を使い、言葉の意味のまとまりを考慮して文字間隔を調整する。				
	色だけでなく、書体(フォント)、太字、イタリック、傍点、下線、囲み枠など、形の変化を併用する。ただし、全体的にすっきりとしたデザインとする。				

【イメージ図】

総合案内図



記号やピクトなどを用い解りやすい案内図とする

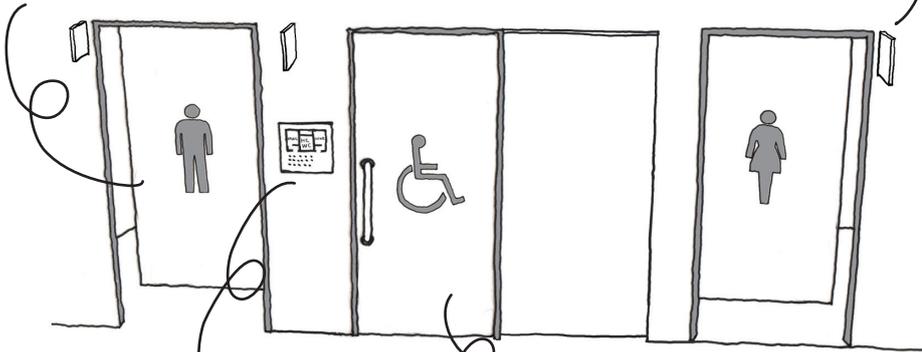
文字の明度差に配慮

見る位置を想定し、立位でも車いすからでも見やすい高さ、位置に、適切な大きさに配慮

サインの例

移動経路に突き出して設置するものは、通行上の安全性にも考慮

男女の区別がわかりやすいサイン



トイレ全体の案内板
必要に応じ人感センサーを設置

遠くからでも認識しやすい図や文字の大きさ

文字

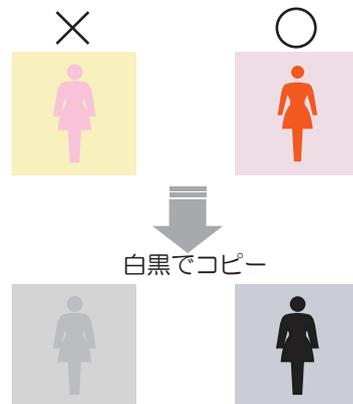


外国人にもわかるように、外国語を併記する

書体（フォント）、太字、イタリック、傍点、下線、
囲み枠など、形の変化を併用しわかりやすくする

色

色は、文字やピクトと併用し、色だけに頼らない
色の組み合わせは※色相・明度・彩度に配慮する



白黒でコピーしても、内容を識別できるか確認する

※色の三要素
色相・・・色の種類
明度・・・色の明るさ(白が最も明度が高い)
彩度・・・色の鮮やかさ(白や黒を含まないものが彩度が高い)

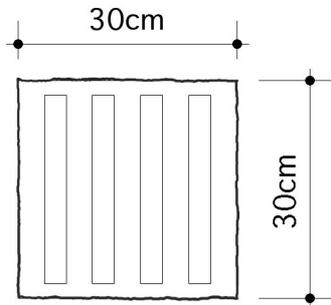
3 情報		東京都福祉のまちづくり条例整備基準				
② 触知情報		努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等	
視覚 障害者 誘導用 ブロッ ク	チェック	基本項目				
		敷地出入口から受付等まで誘導するよう視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する。	○	○		
		階段の上下端・スロープの上端に近接する通路、踊場の部分に点状ブロック等を敷設する。	○	○		
	チェック	検討項目				
		視覚障害者誘導用ブロック等の形状は、JIS規格によるものとする。	-	-		
		材質は敷設場所、周囲の床材料との対比を考慮し、視覚障害者が触知しやすいものとともに、適切な耐久性を確保する、滑りにくいものとするなど配慮する。	-	-		
		歩行方向を誘導するため線状ブロック等、危険、方向転換、停止等を注意喚起するため点状ブロック等を使用する。	-	-		
		視覚障害者誘導用ブロック等の色は、弱視の方の判別に配慮し、黄色を原則とする。また、周囲の床仕上げ材との明度差、輝度比に配慮する。	-	-		
		触知性、視認性を確保するとともに、車椅子等の支障とならないよう、十分かつ適切な敷設幅とする。	-	-		
	必要に応じ、E Vの呼び出しボタン、室の出入口の前等への点状ブロック等の設置を考慮する。	-	-			
	廊下など、床仕上げの感触の違いを利用した誘導を考慮する。	-	-			
点 字 等	チェック	検討項目				
		案内図等では必要に応じ、点字を入れた、誘導を行う。	-	-		
		表記方法、設置方法、形状等について、規格があるものは、これを採用する。	-	-		
		数字による情報等については、浮き出し文字（一般の数字の形を浮出しにして触察できるようにしたもの）をあわせて表示する。	-	-		
		墨字を併記する。点字と重ねる場合は文字が見えにくならないよう配慮する。	-	-		
		外部に設置するものの材質等については、寒暖による温度変化などにも配慮する。	-	-		
		触知しやすい高さ、角度に設置する。	-	-		
		同種の表示は、一定の位置に設置する。	-	-		
		階段手すりに、現在階の階数とフロア情報などを表示する。	-	-		
		廊下手すりの部屋出入口の左右に、室名を表示する。	-	-		
	スイッチの横にその種類を表示するなど配慮する。	-	-			
	案内板は触知でもわかるように配慮し、視覚障害者誘導用ブロック等による誘導に配慮する。	-	-			
③ 音声情報						
配 置	チェック	検討項目				
		エレベーターにおける到着階、昇降方向等の音声案内を設置する。	-	-		
	自動車の出庫を知らせる警報装置、玄関の位置を知らせる音響装置等の設置に配慮する。	-	-			
④ 人的対応						
誘 導 方 法	チェック	検討項目				
		施設整備で必要な対応を達成できない場合は、施設管理者によるソフト面での対応されることの確認を行う。	-	-		
		案内対応者のいる受付等に誘導するよう視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する。	-	-		
		玄関付近への呼び出し装置、トイレ等への緊急通報用の呼び出し装置等の設置を考慮する。	-	-		
	非常時に救助を求める連絡が可能となるよう、一時避難スペース等に防災センターなどとの間で双方向で連絡のとれるインターホン等を設置する。	-	-			

【イメージ図】

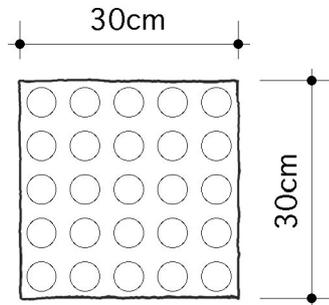
視覚障害者誘導ブロックなどの形状

歩行方向を誘導するため線状ブロック等、危険、方向転換、停止等を注意喚起するため点状ブロック等を使用する

JIS規格品を用いる



線状ブロック
(誘導用)

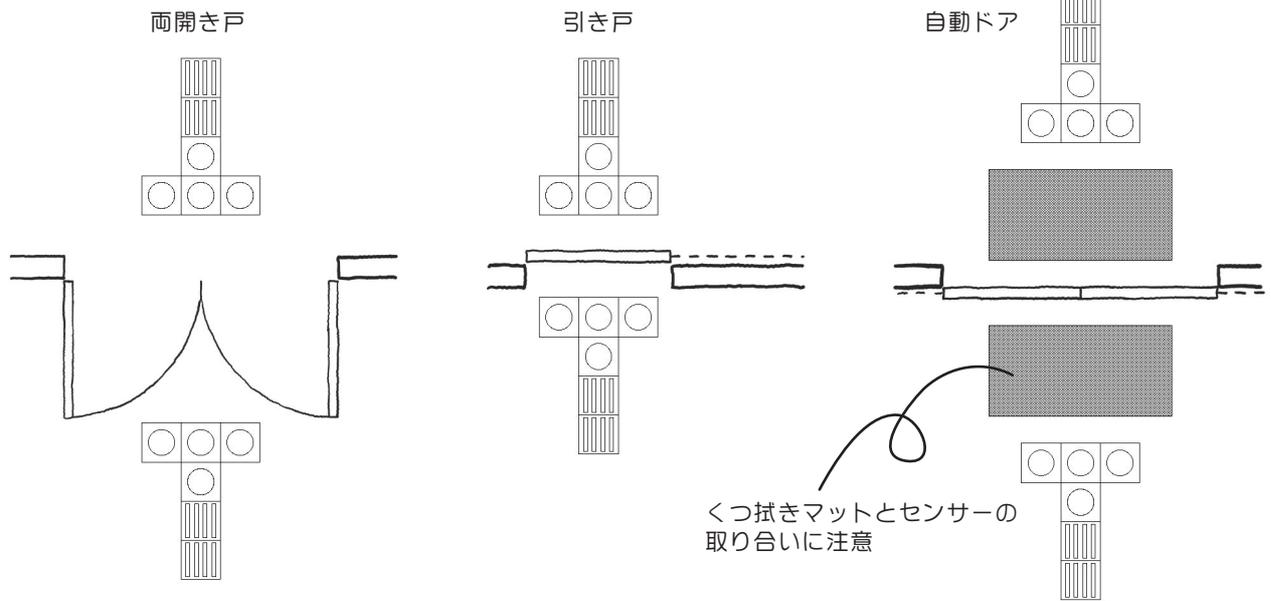


点状ブロック
(警告用)



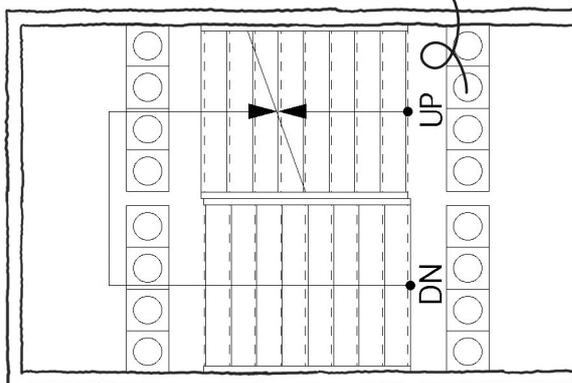
視覚障害者誘導ブロック等の敷設位置

● 出入口

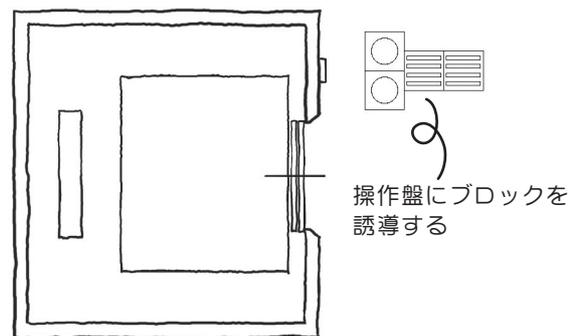


● 階段

踏み外しのないようブロックはできるだけ壁まで敷く



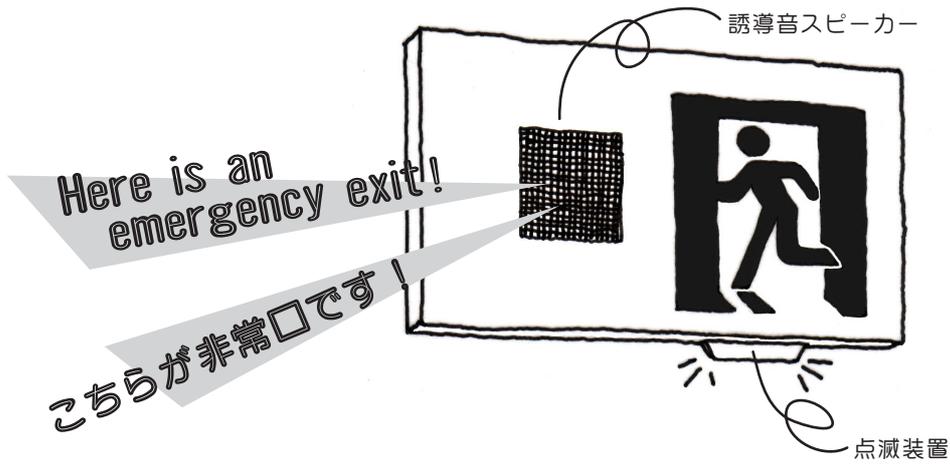
● エレベーター



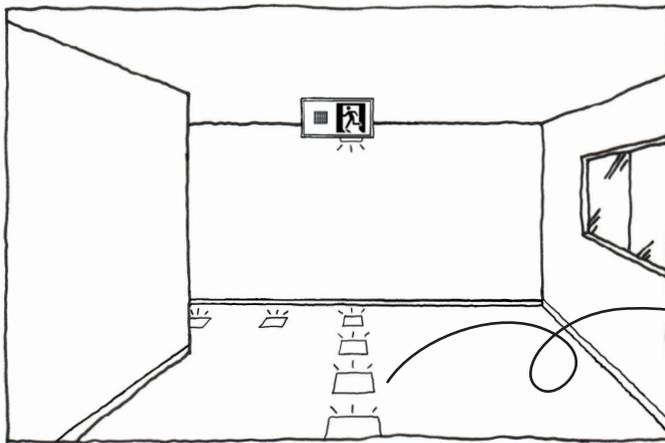
4 環境		東京都福祉のまちづくり条例整備基準			
① 光・音・熱・空気環境		努力	遵守	努力 寸法等	遵守 寸法等
光	チェック	検 討 項 目			
		十分な明るさを確保する。	-	-	
		極端な明暗の差が生じない照明計画とする。	-	-	
		照明はその目的に応じて色温度や演色性に配慮する。	-	-	
		下方からの照明は、近くにある段差や突起を見えにくくするので、配置や配光に配慮する。 反射によるグレアを防止するため、床仕上げ材は光沢のあるものを避ける。	-	-	
音	チェック	検 討 項 目			
		吸音や反響に配慮し、必要な音が明快に聞こえる環境を整える。 音量、音質に配慮する。	-	-	
熱	チェック	検 討 項 目			
		急激な温度変化によるヒートショックを少なくする。	-	-	
		待合や執務室などでは、冷風や温風が直接人に当たらないよう吹出口を配置する。 輻射、日射等による寒暖の差が生じないように配慮する。	-	-	
空気	チェック	検 討 項 目			
		適切なシックハウス対策等により、適切な空気環境を確保する。 冷暖房のない部屋等は換風を考慮する。	-	-	
5 安全					
① 避難・防災					
配置	チェック	検 討 項 目			
		余裕を持った防災、避難計画とする。	-	-	
		避難階段、一時避難スペースへの想定される避難経路には段差を設けない。また、避難経路となる階段は、暗くても段鼻や手すりが見えるよう配慮する。	-	-	
		防火区画上に防火戸やくくり戸を設ける場合、分かりやすい配置にし、車椅子使用者等の通行が可能な構造とする。	-	-	
		非常時に避難経路に障害物が生じないよう、ガラスは強化ガラスや飛散防止フィルム張りとするなどの対策を行う。	-	-	
		移動制約者が、安全に救助を待つことができるよう、階段踊り場や非常エレベーター付近等に一時避難スペースを各階に確保する。 一時避難スペースは、非常階段等の踊場、避難バルコニーなど救助の手が届きやすい場所に、避難距離やルートを考慮しつつ計画する。	-	-	
誘導	チェック	検 討 項 目			
		音声放送、光の点滅による警報、文字放送等を用いて来庁者及び職員に対し、多角的に伝達する。 防災センターなどとの間で双方向が連絡のとれるインターホン等を設置する。	-	-	
災害時対応	チェック	検 討 項 目			
		災害が発生した場合に帰宅困難者や一時避難者の受け入れが必要となる可能性があるかを把握する。	-	-	
		受け入れの可能性がある場合は受け入れ人数による受け入れ場所を段階的に想定しておく。その際は非常時継続業務のための執務空間との区別やセキュリティ、暑さ寒さ等の配慮が必要となる。 受け入れ場所の設備は想定される状況（断水、停電など）と提供する支援の内容を確認の上、決定する。主な支援の内容はトイレ使用（車椅子使用者用便房含む）、食料・水、応急手当、携帯電話等の充電設備、公衆電話、交通情報・災害情報の提供等	-	-	
② 防犯					
配置・機能	チェック	検 討 項 目			
		来庁者が利用する場所と、立ち入りを制限する場所との間で日常動線が交錯しないようなゾーン計画とする。	-	-	
		自然に監視ができるような建築計画とする。	-	-	
		人の目が届きにくいE V、トイレ等は、設置する位置や人の出入りの様子等がわかるような工夫を考慮する。 外部空間については、植栽や囲障等により死角を作らないように配慮し、適切な見通しを確保する。また、適切な夜間照明の設置に配慮する。	-	-	
		適切な防犯システムの設置等により、防犯性を確保するとともに、来庁者等の安全確保に配慮する。	-	-	

【イメージ図】

誘導音装置付誘導灯の例



光走行式避難誘導装置の例



非常階段の例

